

中物 六拾錢
下物 四拾錢

一箱分荷造費用概ね左の如し

(ロ)

(A) 有田地方

箱代 七錢五厘

釘細代 五厘六毛

人夫一日にて造り得る箱數

箱詰五十、繩掛二百個

一箱人夫賃四厘七毛

(B) 那賀地方

箱代 五錢九厘

釘細代 壹錢貳厘

人夫一日にて造り得る箱數

七十箱、一箱人夫賃七厘一毛

一箱分牛車運賃 (那賀地方)

五毛 百箱一車五拾錢

(ハ)

那賀郡池田村大字北勢田より打田驛迄二十三町道路稍不良なれども驛に向ひ緩傾斜なるを以て運搬に便なり

江戸の市中に賣は
たはく駿河より出
紀州みかんも大坂
舟廻しにて下る也
江戸四日市の廣小
路に籠入のみかん
山の如くに高く積
みて毎日々々賣買
の商人群集す
(日本山海名物
圖繪)

(ニ)

沓詰 一荷十六貫(正味) 運賃不明

(*)

一箱分汽車運賃 (那賀地方)

大阪西成驛より東京新橋迄 七百五十箱積 貳錢

打田驛迄王寺廻り 八百箱積 貳錢五厘

一箱荷車運賃

新橋驛より神田迄の運賃 若干

湊町より天満迄 四毛

(ト)

一箱分船運賃 (有田地方)

有田郡山田原箕島間二十五町(船二百五十箱積二圓) 四厘

箕島大阪西成驛間 貳錢

山田原箕島間は河水淺しと雖舟楫に不便を感せず参考の爲一箱に要する諸雜費を擧ぐることを左の如し

(A) 那賀郡地方

果實採集運搬

一、〇〇

荷造り

〇、七一

自宅より打田驛迄の運賃

〇、二四

鐵道運賃

二、五〇

販賣及輸出の状況

一六五

江戸で賣子が待ち
かねやせねを内で
仕切の金を待つ
(蜜柑採歌)

販賣及輸出の状況

一六六

湊町驛より問屋迄の運賃	〇、〇四	箱代	五、九〇
釘細代	一、二〇	問屋の手数料	三、五〇
事務所費	(本年度分未だ計算なき爲不明なり)		
計	一五、〇九		
(B) 有田方			
果實採集運搬	一、〇〇	荷造費	〇、四七
山田原より箕島迄	〇、四〇	船及積入賃	〇、八〇
漁船賃	二、五〇	陸揚及運搬費	一、五〇
事務所費	一、七〇	箱代	七、五〇
釘細代	〇、五六	問屋手数料	五、〇〇
計	二一、四三		

(ナ)

一箱に付問屋の受取るべき手料(東京、大阪天満)賣上代金の一割

四、販路及輸出數量

1、販路

本縣柑橘の販路は頗る廣く内地に於ける繁華なる都市は殆んど之れが輸出を見ざるなく海外に

りては近きは滿州、露領浦鹽斯德方面より遠きは北米合衆國、英領加奈陀方面に向ふもの年々其數量増加を示しつゝあり。而して有田郡は殆んど内地向として輸出せられ米國に向ふもの數千箱に過ぎず、然りと雖、有田柑橘は本縣産中最も果皮、瓢囊薄く甘味豊富にして世人の嗜好に適するものたれば將來益々之れが販路を海外に擴張せしむること焦眉の急務なりと云はざるべからず又伊都、那賀兩郡産は有田産に比し果皮比較的厚く瓢囊亦厚く且酸味稍強く爲めに長途の輸送に堪ふる力強きを以て内地及滿鮮、浦鹽方面は勿論遠く北米合衆國に輸出して相當の利潤を獲得しつゝある所以なり。

今之等主要なる輸出先を記すれば左の如し

- 内國輸出先
 東京、京都、大阪、神戸、名古屋、横濱、函館、新潟、青森、長崎、小樽、奈良、岡山、福井、富岡、廣島、水戸、馬關、伊勢、姫路、富山、臺灣等
- 朝鮮各地
 京城、太田、木浦、祥山、釜山、元山、馬山、仁川、鎮南浦、蔚山、城津等
- 海外輸出先
 露領浦鹽斯德、大連、奉天、安東縣、平壤、北米シヤートル、タコマ、ポートランド、シカゴ、バンクバー、ピクトリヤ、セントルイス、デンバー、セントポール、ミシヤボクス、スポーケン、キヤルガリー、ウキニベツグ、エドモントン、ムースワヨ、ブランドン、レマナ等

販賣及輸出の状況

一六七

リフツンタチバナは昔年筑後柳川侯朝鮮より持ち來り載ゑられしより今世に多くあり實の形ヤガタラフカに似て稍扁く膚細にして皮薄く肉の味甘く核少なし
 (本草圖説)

2、輸出數量

輸出數量は年の豊凶に依りて多少を生ずるは勿論なるも、需要地の價格如何により或は内地に多く北米合衆國に少なく又北米方面に多くして浦鹽、滿鮮方面に少なきことありて一定せずと雖も近來は稍順調の輸出を見るに至れり今最近三ヶ年間の輸出數量を掲ぐれば次の如し、最も各組合に於て調査したるものにして組合設立のなき郡部、即ち日高、東、西牟婁三郡の如きも年々少なからざる數量を輸出しつゝありと雖も調査上極めて困難なる事情ありしを以て茲には之れを省察することとせり、又四十四年度輸出數量中内地及滿鮮、浦鹽方面のものは去る三月末日迄の統計を示したるものにして今尙ネーブルオレンジ、夏橙、柑子等を輸送しつゝあるの状況なれば事實に於てより以上の數量あるは明かなる所たり

九年世の黄に好も
しき見越かな
(片水)

輸出先別	四十二年	四十三年	四十四年
内地 各 方 面	二、三七四、二八二 ^箱	三、六七〇、一八〇 ^箱	四、〇三七、一九八 ^箱
滿 鮮 浦 鹽	三七三、八五六	四四九、七五四	五二九、一八六
北米合衆國及英領加奈陀	八八、三七六	一五一、四〇七	一六三、八八二
合 計	二、八三六、五一一	四、二七一、三四一	四、七三〇、二六六

一三、荷造

荷造の際は必ず箱又は包装の外部に等級を明記して品等を明らかにし且組合地區以外に輸送する場合は毎箱に組合章紙を貼付し又は章印を押捺し以て組合に於て産出せしものなることを示すものにして之を荷造するには採收せる果實は一、二日間納屋等に推積して水分の發散するを俟ち下等品を撰除し上等品に就き大中小の三階級に區別し之を箱に收む而して容器は杉又は樅の木箱を用ふ其の箱は仕向地に應じ大さを異にす即ち近府縣出荷のものは石油空箱を使用するものあり容量七貫とす然れども概ね四分板にて作れる小箱を用ふ其の一箱の容額は箱の大小、詰方に依り差異あるは勿論なりと雖、一號箱にありては最大額四十乃至六十、大額九十、中額百乃至百二十個を詰め得べく二號箱にありて中額八十乃至九十六個を詰むることを得其の重量前者は正味二貫四百匁(箱共三貫匁)後者は一貫九百五十匁(箱共二貫四五百五十匁)を普通とす

以上は温州蜜柑につき記述したるものなれどもネーブル柑にありては長方形の箱を用ひ大玉三十六個中玉十六個を以て一箱とす其の果は大抵毎果紙を以て包む又一般柑橘の劣等果は「アラシ」と稱し箱詰となさずして販賣するを常とす而して箱詰には車詰及平詰の二種あり前者は果を縦に收め後者は果梗部を下にして填充する方法なり斯くの如くして箱詰を爲し了りたるときは五分釘

名にしねふあべた
ちばたの花ならば
冬の衣の袖の香や
せん
(爲家)

にて蓋を打ち付け繩を以て緊縛す箱の價格凡そ五錢八厘乃至七錢五厘荷造費用一箱約一錢内外を要す

次に結果法なるが开は仕向先によりて差あり即ち内地向にありては小箱に胴繩を掛け後果實を詰め釘付を終れば横二ヶ所縦一ヶ所に二重繩を以て纏ひ毎箱の表面には豫め仕向地問屋の印及自己の商號を記入す、米國向にありては小箱に胴繩を掛毎箱の表面に歐文を以て仕向港、宛名及自己の商號を記し一號箱(米國向の)にありては二箱を一括し二號箱(同上)にありては三箱を一括して之れを一梱を稱す其の緊括の方法は二箱のもの或は三箱のものを問はず横二ヶ所、縦一ヶ所を二重繩にて胴繩に引掛結さすものにして明治四十四年より柑橘聯合會に於て輸出品の検査を實行することとなりしを以て撰果の際検査に合格したるものには合格証票を毎箱に挿入し荷造検査に合格したるものには包装の外部見易き場所に合格証印を押捺して輸出することとなり又蒲鮮兩盟方面の輸出品をありては大箱四箱小箱六箱を各二箱宛繩横に繩を以て纏ひ更に之等を合して縦繩を掛けて一括とし之を藏にて包装し横三ヶ所縦一ヶ所を引掛け結びとなし更に兩繩を通して縦に一廻し緊括するものにして荷造検査に合格したるものは米國輸出品同接合格証印押捺の上輸送せしむるものなり

薩橋實山雨重
標開賽水風涼
(白香山)

畧同一にして那賀、伊都は亦相類傾す即ち左の如し

、有田部の分 (同業組合にて改定せる東京箱)

- 一、用材 松板に限る
- 厚サ スバル 正味四分 ガワ、蓋底、正味三分
- 一、出來り箱の寸法
- 長 一尺七分 巾 七寸七分 深 六寸
- 一、仕様

ガワ片ハギ 底、蓋、二枚ハギ 片スバル右下には必ず製函所の焼印又は極印を捺さしむ

乙、那賀郡の分 (同業組合に於て協定實行しつゝあるもの)

種別	縦	横	幅	備考
特等	一〇八分	七八分	五八分	正味
一號	一〇五分	七五分	五五分	同
二號	一〇二分	七二分	五二分	同
三號	一〇〇分	七〇分	五〇分	同
四號	一〇〇分	七〇分	四七分	同
五號 (浦鹽箱)	九四分	六四分	四四分	同

さいなしみかん、
大きさは常のみかん
に同じ味よし山州
長池又紀州にもあ
り云
(大和本草)

丙、那賀郡（同業組合にて協定せるもの）

種 別	長	巾	深	備 考
特 等	一〇八分		七八分	正 味
一 號	一〇五		五五	同
二 號	一〇二		五二	同
三 號	一〇〇		四七	同
四 號	九四		四四	同

桶の香に酔ふ歌の
選者かな（季星）

備考 其の他に石油箱を代用するもの少数あり

現今使用しつゝあるもの叙上の如しと雖去る二月大阪市に於て静岡、大阪、和歌山の二府二縣協
議の上左の通り容器一定せしを以て本年度輸出より之を實行することとせり

長 巾 深

一號箱 一尺二分 七寸二分 五寸二分 滿鮮行

二號箱 一 尺 七 寸 四寸七分 米國行

但二號箱を當分滿鮮行に代用することを得

三號箱 九 寸 四寸二分又は四寸四分 浦鹽行

入代は古き所にて市中凡五千餘軒の地也(中略)さて此在々に於て名産と云蜜柑の木を見るに紀州の蜜柑とは異にして大樹也(大なるは歴二十餘も有)夫にても若々敷見事なる蜜柑のたびたゞしくなる事也紀州にては若木ならでは見事の大なる蜜柑の實のらざる故に古木は切捨て次第々々につぎはして若木計を植ることなるに此所にては枯木の太樹ならでは見事なる蜜柑實のちよと云々

(西遊雜記)

今参考の爲め本縣立農事試験場に於て輸出柑橘荷造試験を施行したる成績を掲ぐることを左の如し

蜜柑輸出荷造試験

(四十三年)

一、目的 本試験は適當と考ふる數種の荷造法により蜜柑を輸出し其等荷造法の中孰れが最も適するやを檢せんとするにあり

一、輸出先

北米合衆國 桑港
北米加奈陀 晚香坡

一、荷造期

第二回試験 桑港宛十月三十一日より三日間 晚香坡宛十一月五日

第三回試験 桑港宛十一月十八日より八日間 晚香坡十一月十八日より八日間

一、汽船

第二回試験 桑港行アマア號 晚香坡エムプレス、オフ、チャイナ號

第三回試験 桑港行コレヤ號 晚香坡行モンテール號

一、漁船内積込場所 各汽船共最上層の船倉内

一、供試蜜柑 蜜柑は有田郡星尾、下中島、山田原及海草郡椒村産のものを使用せり

一、撰果の標準 (一) 瘡痂病に罹らざるもの (二) 煤病菌の附着せざるもの

荷造

- (三) 害虫の在存せざるもの
- (四) 果皮の損傷せざるもの
- (五) 色澤良好なるもの
- (六) 可成大きさの一定せるもの

- 一、調査 輸出先に於ける調査法左の如し
 - 第二回調査 蜜柑の到着後直ちに行ふ
 - 第二回調査 第一回調査の際各括(一括は四箱を集めて纏にて結びたるもの)より中等なる一箱を撰出し之れを貯藏し置き更に一ヶ月を経て其等の腐敗数を調査す
- 二、荷造より輸出先に於ける第二回調査に至る間の日数を詳記すれば左の如し

荷造地より神戸發迄 神戸發より輸出先に到達迄 輸出先到達より第一回調査迄 第一回調査より第二回調査迄 計	第二回調査		第三回調査	
	桑港	晚香坡	桑港	晚香坡
	四日	五日	一日	三日
	二日	一日	一日	一日
	七日	八日	九日	一日
	三日	三日	三日	三日
	六日	五日	七日	六日

一、試験の種類 荷造に關し本試験を左の五種とす

第一 紙包試験

第二 隙箱使用試験

第三 蔗包得失試験

第四 箱の大きに關する試験

第五 蜜柑取扱輸送上に及ぼす影響試験

一、試験の成績 前記各試験の設計と成績とを併せて順次左に記載せんとす

第一 紙包試験

一、目的 本試験は蜜柑の荷造に際し一々紙を以て包み而して輸送中包紙の蜜柑に對する保護の効果を檢せんとするにあり

朝風や花袖をばるる巫が袖(愛宕)

- 一、包紙の種類 パラフィン紙 鉛紙
- 一、包紙の價格 パラフィン紙 一連 壹圓九拾錢
- 鉛紙 一連 壹圓貳拾錢

共に長さ二尺五寸二分幅一尺六寸八分のもの五百枚を以て一連とす

一、包紙の大きさ パラフィン紙及鉛紙共に一枚を六ツ切りとして使用す即ち六ツ切一枚の大きさ八寸四分四方なり

一、箱の種類 普通箱及隙箱

普通箱 普通箱は本縣に於て從來米國輸出に使用したる箱にして其大きさ内法長九寸三分巾

燐君臥病思新極
試摘猶酸亦未黃
書後欲題三百韻
洞庭須待滿林霜
(京應物)

七寸深さ四寸七分とす

隙 箱 本箱は普通箱と同大にして長側壁に沿ひ相對せる隅に於て巾五分の間隙一對を作
りたるもの

一、箱數 二回宛ニヶ所に輸出したる箱數左の如し

紙にて蜜柑を包まざるもの 四八箱 (内普通箱一六隙箱一六及隙箱蓆包一六箱)

パラフィン紙にて蜜柑を包みたるもの 四八箱 (同)

鉛紙にて蜜柑を包みたるもの 四八箱 (同)

一、荷造 蜜柑を一々紙にて包み箱内にて動搖せざる様程良く一定の數量を詰め蓋を打ち貼紙を
貼り記號を附し同様の紙に包みたるもの四箱を集めて一括とし其上を繩にて結べり又蓆包と
するものありては箱四ツを蓆にて包み其上を繩にて結べり

一、成績

明治四十二年度桑港宛二回輸出の結果左の如し

(第一表)

紙にて蜜柑を包まざるもの パラフィン紙にて包みたるもの 鉛紙にて包みたるもの	第一回調査			第二回調査		
	蜜柑總數	腐敗數	百分率	蜜柑總數	腐敗數	百分率
	一三六〇	九五	七〇	一一〇	三〇	二七三
	一四二七	六五	四六	一二三	一一	九七
	一五四二	九四	六一	一三三	一六	一三〇

主人の港に榎わり
奈良の帝の萬葉集
には實さへ花さへ
と褒詞をのこし店
人の三體詩には、
庭橘花開と庭言を
いへり。陸績がは
づし物、親孝行の
部に入り、司馬相
如が筆でんごう、
夏熟すごかきちら
せり。むかしの袖
の香は早月待つは
なの先に匂ひ一に
たち花香にし、牡
丹とはみつ子もよ
く唄ふ (蜀山人)

備考 紙にて包まざるもの、蜜柑總数の少なきは幾分大果なりしよる又パラフィン紙にて包みたるもの、蜜柑總数の少なきは輸送中箱の破損により一箱の蜜柑紛失せしによる

次に明治四十二年度晚香坡宛二回輸出の結果左の如し (第二表)

	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數	蜜柑總數	腐敗數
紙にて蜜柑を包まざるもの	九六八	一〇八	二五七	九六
パラフィン紙にて包みたるもの	九六四	二〇	三七三	一七
鉛紙にて包みたるもの	九七五	三〇	二九二	一七

備考 前表に於て蜜柑總数の著しく少なきは紙にて包まざるもの九箱パラフィン紙にて包みたるもの三箱及鉛紙にて包みたるもの六箱を熟れも輸送中蜜柑の紛失せしにより成績の正確を期せんが爲更にパラフィン紙にて包みたるもの六箱及鉛紙にて包みたるもの三箱を除き調査したるによる

今前第一表及第二表を合算すれば左の如し (第三表)

	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數	蜜柑總數	腐敗數
紙にて蜜柑を包まざるもの	二三二八	二〇三	三六七	一二六
パラフィン紙にて包みたるもの	二三九一	八五	四九六	二九
鉛紙にて包みたるもの	二五一七	一二四	四一五	三三
荷造				一七七

九平母に秋の日午
なり肺の内(背々)

更に二ヶ年間に於ける輸出試験の成績を上ぐれば左の如し

	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
紙にて蜜柑を包まざるもの	三二五七	二二六 六八	九二二	二五八 二八・〇
パツイン紙にて包みたるもの	三三八一	九三 二七	一〇九六	五六 五・一
鉛紙にて包みたるもの	三四七五	一四〇 四・〇	九八二	六〇 六・一

成績の概要

蜜柑の荷造に際し紙を以て果を包みたるものは包まざるものに比し腐敗數少なきは毎回の試験皆其成績を一にし極めて明瞭なり又包紙の種類に關しても「パツイン紙」を以て包みたるものは鉛紙を以て包みたるものに比し概して一分乃至二分方腐敗率少なきは又殆んど相一致せるを見る次に腐敗蔓延の程度と包紙の効果に關しては腐敗の蔓延大なるに従ひ包紙の効顯著大なり今前諸表を通覽するに孰れに於ても第二回調査に於ける腐敗率は第一回調査の其れに比し著しく高きを見る之れ時日を経たる爲腐敗するもの次第に増加したるによる而して此二回の調査に於ける包紙の効果に比するに第二回の調査に於ては第一回調査に於けるよりも其効果著しく大なり即ち二ヶ年間の成績第四表に就きて見るに第一回調査に於ては紙にて包まざるものは「パツイン」紙にて包みたるものに比し約二倍半鉛紙にて包みたるものに比し約一倍半の腐敗率を示せり然るに第二回

たちはなは尻ひり
くさまる老ぼけの
昔の人の袖の香に
似ず (狂歌)

調査に於て紙に包まざるものは「パツイン」紙にて包みたるものに比し約五倍半鉛紙にて包みたるものに比し約四倍半の腐敗率を示し包紙の腐敗蔓延豫防上著しき効果あることを示せり

第二 隙箱使用試験

一、目的 本試験は箱の長側壁に於て各巾五分の間隙を造り箱内の氣通を計る時は輸送上蜜柑に對し如何なる影響あるかを檢せんとするにあり

一、箱の種類 普通箱 隙箱

一、箱數

普通箱 四八箱 (内紙にて包まざるもの一六箱パツイン紙にて包みたるもの一六箱及鉛紙にて包みたるもの一六箱)

隙箱 四八箱 (同)

一、荷造 第一試験に等し

一、成績

(一) 輸送中種々の取扱に對する箱の強弱

明治四十二年度に於ける試験の結果左の如し

(第一表)

荷 造

南面は瀬戸内海や
蜜柑畑 (怪異耶)

箱の種類	箱の總數	箱の破損數	百分率
普通箱	四八	二	四、二
隙箱	四八	八	一六、七

備考 前表に於て普通箱の破損せるもの二箱中一箱は大破損にて横板裂け蜜柑悉く減出して空箱となれり他の一箱は少破損にして横板の釘抜けたるに止まり又隙箱の破損せるもの八箱中二箱は大破損を被り残余の六箱は小破損にして多くは蓋の釘抜け腹板倒れたるものなり

(二) 蜜柑の腐敗

明治四十二年度桑港宛二回輸出の結果左の如し

(第二表)

普通箱	第一回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率	第二回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率
		一四八一	八五	五、七		三五六	五八	一六、三
隙箱	第一回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率	第二回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率
		一四二二	八五	六、〇		三五二	五三	一五、一
普通箱	第一回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率	第二回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率
		二五五	四二	三、三		三七三	二六	七、〇
隙箱	第一回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率	第二回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率
		一一八三	二九	二、五		三一五	三一	九、八

明治四十二年度晚香坡宛二回輸出の結果左の如し

(第三表)

備考 上表に於て蜜柑總數の著しく少なきは輸送中に於て普通箱一箱隙箱六箱孰れも輸送中蜜柑紛失したるにより成績の正確を期せんが爲更に普通箱四箱を除き調査したるよる

今前第二表及第三表を合算すれば左の如し (第四表)

普通箱	第一回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率	第二回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率
		二七三六	一二七	四、六		七二九	八四	一一、五
隙箱	第一回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率	第二回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率
		二五九五	一二三	四、四		六六七	八四	一二、六

更に二ヶ年間に於ける輸出試験の成績を上げれば左の如し (第五表)

普通箱	第一回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率	第二回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率
		三七九〇	一五一	四、〇		一三五六	一六一	一、九
隙箱	第一回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率	第二回調査	蜜柑總數	腐敗數	百分率
		三三五八	一二五	三、七		一一二二	一〇五	九、四

成績の概要

明治四十一年度に於て使用せる隙箱は隙を長側壁の中央に造りし爲甚だ脆弱にして其破損率普通箱の零に對し隙箱三割三分の多きに達せり之れに加ふるに蜜柑を三段に詰めし結果中段の蜜柑にして此隙に接せるものは隙を塞ぎ氣通を悪からしめたるのみならず隙より幾分押出され果皮を損せしものもあり因て氣通の蜜柑腐敗に及ぼす影響を充分に知ること能はざりき本年度に於て

鹽田に淋しうなり
ぬ蜜柑畑
(奇蹟)

は此等の欠点を補はんが爲箱の長側壁に沿ひ相對せる隅に於て一對の間隙を造れり斯くの如くするときは蜜柑によりて間隙を塞がる虞少なく尙果皮を損せざるのみならず、隙を中央に設くるよりも遙かに箱を堅固ならしむることを得ればなり本年の成績によりて見れば普通箱の破損率約四分に對し隙箱は約一割六分にして四分に當れり斯の如く改良によりて破損の程度を軽減し得たりと雖も未だ普通箱に比し脆弱にして此儘にては到底輸出上使用し難し

履箱花開楓葉衰
 出門何處望京師
 沅湘日夜東流去
 不爲愁人住少時
 (歐叔倫)

氣通の蜜柑に及ぼす影響に就きては桑港及晚香坡輸送のもの共に其腐敗率は第一回調査と第二回調査とに於て全く相反對せるのみならず桑港第一回及第二回調査の結果は晚香坡第一回及第二回の調査の結果と夫々相反對せり尙双方の成績を合算して考ふるも第一回調査と第二回調査とに於て其腐敗率全く相反せるを見る更に二ヶ年間の成績(第五表)に就きて見るに普通箱は隙箱に比し稍々腐敗率高しと雖も其差たるや極めて僅少にして第一回調査に於て二厘第二回調査に於て二分五厘の差あるに過ぎず要するに本試験の結果隙箱の脆弱なることに就きては明瞭なる成績を得たりと雖も氣通の蜜柑腐敗に及ぼす影響に關しては成績相一致せざるものありて明かならず尙は試験を重ねて研究せんとす

第三 簾包得失試験

一、目的 本試験は隙箱用の場合に於て其外周を簾を以て包むの得失を檢せんとするにあり

一、箱の種類 隙箱

一、箱數 簾にて包まざるもの四八箱(内蜜柑を紙にて包まざるもの一六箱パラフィン紙にて包みたるもの一六箱及鉛紙にて包みたるもの一六箱)

簾にて包みたるもの四八箱(同)

一、荷造 第一試験に等し

一、成績

(一) 輸送中種々の取扱に對する包簾の効果

明治四十二年度に於ける試験の結果左の如し (第二表)

包 裝	箱の總數	箱の破損數	百分率
簾にて包まざるもの	四八	八	一六七
簾にて包みたるもの	四八	二	四二

備考 前表に於て簾にて包まざるもの、破損八箱中二箱は大破損にして残り六箱は小破損なりとす又簾にて包みたるもの、破損二箱は共に少破損なり

更に二ヶ年間に於ける試験の結果を上ぐれば左の如し (第二表)

包 裝	箱の總數	箱の破損數	百分率
簾にて包まざるもの	七二	一六	二二二
簾にて包みたるもの	七二	二	二八
荷 造			一八三

行秋を箱に詰めけり
 青蜜柑(樹家)

荷 造 (一) 蜜柑の腐敗數

明治四十二年度桑港宛二回輸出の結果左の如し

(第三表)

包 裝	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
箱にて包まざるもの	一四二二	八五	三五二	五三
箱にて包みたるもの	一四三六	八五	三五八	四七

明治四十二年度晚香坡宛二回輸出の結果左の如し

(第四表)

包 裝	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
箱にて包まざるもの	六二三	二九	三二五	三一
箱にて包みたるもの	六一四	一一	三三四	七三

備考 上表に於て蜜柑總數の著しく少なきは箱にて包まざるもの六箱及箱にて包みたるもの一箱孰れも途中に於て蜜柑約失したるにより成績の正確を期せんが爲更に箱にて包まざるもの八箱及箱にて包みたるもの參箱合せて一箱を除き調査せしによる

今前記第三表及第四表を合算すれば (第五表)

包 裝	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
箱にて包まざるもの	二〇三五	一一四	六六七	八四
箱にて包みたるもの	二〇五〇	九六	五九二	一三〇

わざもこにははず
ひさしもうまじも
のあべたちばなの
こけむすまで
(葛葉集)

更に二ヶ年間に於ける輸出試験の成績を上ぐれば左の如し

(第六表)

包 裝	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
箱にて包まざるもの	二七九八	二六	一一二二	一〇五
箱にて包みたるもの	三二一六	一〇七	一二四一	二〇八

成績の概要

包箱の箱に對する保護に就きては數字の示す所明かに其効果を認むることを得即ち四十二年の成績(第一表)に就きて見るときは箱にて包まざる隙箱の破損約一割六分なるに對し箱にて包みたるもの、破損は僅かに四分余にして前者の四分の一に當れり又二ヶ年間の成績(第二表)に就きて見るときは一層著しく箱にて包まざるもの、破損約二割二分なるに對し箱にて包みたるもの、破損は僅かに三分弱に過ぎずして前者の八分の一に當れり之れに包箱の箱に對する保護の効果を証明せるものと云ふべし

箱包の蜜柑に及ぼす影響に就きては第四表備考に記載したるが如く晚香坡に輸出したるもの途中にて過半の蜜柑を紛失したる爲詳細なる成績を得る能はざりしは大に遺憾とする所なり尙桑港輸出の第一回第二回試験成績及第四表と第五表とに於て第一回調査と第二回調査と其成績相一致す

九年母や面石の如
く風爽し (龍六)

案するに本試験の結果包蔵箱に對する保護の効果に就きては明瞭なる成績得たりと雖も席包の蜜柑に及ぼす影響に就きて前試験同様其成績相一致せずして明かならず尙ほ試験を重ねて研究せんとす

第四 箱の大小に関する試験

一、目的 本試験は左の二種の箱に就き輸出荷造上何れが適當なるかを知らんとするにあり

一、箱の種類

普通箱 内法 長さ九寸三分巾七寸深さ四寸七分

田舎箱 同 長さ一尺四分巾七寸九分深さ五寸四分

一、箱數

普通箱 一六箱

田舎箱 一六箱

一、荷造 蜜柑は席にて包まずして荷造す其他第一試験に等し

一、成績

(一) 箱の強弱

明治四十二年に於ける成績左の如し

(第一表)

石清水なる祠前の
棚が枯れんごす
るを見て、茶樹は
味める一千早ぶる
神のみまへの福も
もる木も共に老い
にける哉、其の後
種再び榮む茶樹も
展遷りて參議まで
に至ると「大鏡」に
見ゆ

箱の種類	箱の總數	箱の破損數	百分率
普通箱	一六	〇	〇
田舎箱	一六	五	三三

備考 右田舎箱の破損五箱の内二箱は大破損他の四箱は小破損にして釘抜け又は板割れたるに止まれり

(二) 蜜柑の腐敗

明治四十二年度桑港宛二回輸出の結果左の如し

(第二表)

普通箱	蜜柑總數	第一回調査		蜜柑總數	第二回調査	
		腐敗數	百分率		腐敗數	百分率
田舎箱	蜜柑總數	腐敗數	百分率	蜜柑總數	腐敗數	百分率
普通箱	四五七	三〇	六六	一一〇	三〇	二七、三
田舎箱	六三二	四六	七、四	一八六	一一三	六〇、八

明治四十二年度晚香坡宛二回輸出の結果左の如し

(第三表)

普通箱	蜜柑總數	第一回調査		蜜柑總數	第二回調査	
		腐敗數	百分率		腐敗數	百分率
田舎箱	蜜柑總數	腐敗數	百分率	蜜柑總數	腐敗數	百分率
普通箱	五二二	二二	二、三	一二七	二〇	一五、七
田舎箱	八七	一二	一四、九	二〇八	六八	三二、七

今第二表及第三表を合算すれば左の如し

(第四表)

柚子の花職よけ
は匂ふかな
(柿山伏)

普通	蜜柑總數	第一回調査		第二回調査	
		腐敗數	百分率	腐敗數	百分率
普通	九六九	四二	四、三	一三七	五〇
田舎	一四三八	一六八	一、七	三九四	一、八
				四五、九	

成績の概要

橘生洲水創
非陋人莫傳
逢君金華宴
得在玉九前
(張華)

田舎箱は普通箱に比し長さ、巾及深さ共に大なること前既に記せるが如し而して双方共同様なる板を以て造らるゝが故に田舎箱は普通箱に比し幾分脆弱ならざるべからず之れ箱板の一定面積に及ぼす内容物の壓力は普通箱よりも田舎箱に大なるが故なり而して其脆弱の程度に關しては第一表に示せるが如く普通箱の破損全く無きに對し田舎箱は三割一分餘の破損を示し明かに箱の弱きことを証せり

蜜柑の腐敗に關しては桑港及晚香坡の成績相一致し田舎箱は普通箱に比し著しく腐敗數多くして普通箱に劣るの成績を得たり尙試験を重ねて正確を期せん

第五 蜜柑取扱の輸送上に及ぼす影響試験

一、目的 本試験は蜜柑の採收より荷造に至る迄其取扱を普通にしたるものと丁寧にしたるものと同様の事情の下に輸送し以て果の取扱が輸送上如何に影響するかを檢せんとするにあり

一、箱の種類 普通箱

- 一、箱數
 - 取扱普通撰果の際損傷果實を除去せざるもの(甲) 一六〇
 - 取扱普通撰果の標準に従ひ撰果せるもの(乙) 一六〇
 - 取扱丁寧撰果の標準に従ひ撰果せるもの(丙) 一六〇
- 一、荷造 蜜柑は蓆にて包むこと無く荷造す其他第一試験に等し
- 一、成績

明治四十二年度桑港宛二回輸出の結果左の如し

(第一表)

甲	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
甲	五一六	二六、三 五、〇	七〇	一六 二二、九
乙	四五七	三〇 六、六	一〇	三〇 二七、三
丙	四六五	九 一、九	一一	二 一七、四

明治四十二年度晚香坡宛二回輸出の結果左の如し

(第二表)

甲	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
甲	五一四	二六、四 五、一	七三	六六 九〇、四
乙	五二二	二 二、三	一七	二〇 一五、七
丙	四六一	〇 〇	一三	三 二五、四

泥塵に蜜柑の皮や
宮曹請 (波舍)

荷造

一八九

前年第一表及第二表を合算すれば左の如し

(第三表)

	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數	蜜柑總數	腐敗數
甲	一〇三〇	五二七	一四五	八二
乙	九七一	四二	四三	五〇
丙	九二七	九	一〇	二五
成績の概要				

古家や累々として
柚子黄なり
(子規)

蜜柑取扱の餘送上に及ばず影響は桑港及晚香坡に於ける毎回試験成績畧相一致せるのみならず兩所に於ける二回試験の結果第一表及第二表も亦殆んど一致し輸 outcomes 實に對して特に取扱を叮嚀にし且撰果を嚴重に行ふべきを示せり即ち第三表に就きて見るに取扱普通にして損傷果實を除かさざりしも(甲)は其腐敗五割一分餘取扱普通にして充分撰果したるもの(乙)は四分餘又取扱叮嚀にして充分撰果したるもの(丙)一分に前者に比し著しき相違あり要するに蜜柑取扱の叮嚀なること及撰果を嚴重に行ふことは腐敗蜜柑を少なからしむるに於て著しき影響あり共に蜜柑輸出荷造上特に注意せざるべからざることとす。

一四、收支計算

柑橘は永年作物にして栽植後直ちに收益を見ること能はず又樹齡の老幼に依りて其の經濟關係を異にするを以て一概に論ずるを得ずと雖も温州蜜柑十七年生一反歩の收支計算を掲ぐれば即ち左の如し

桶に有る無しの雨
霽過ぎぬ (五越)

收 入		支 出	
一金百拾貳圓五拾錢	温州蜜柑十七年生一反歩七百五十貫壹匁に付拾五錢	一金八拾四圓拾錢	内
		金參拾九圓	鯨バ粕七十五貫十匁に付五圓貳拾錢
		金六圓	敷草四百貫一匁匁に付壹錢五厘
		金拾壹圓五拾錢	人夫賃 男十八人一人一日五拾錢 女十八人一人一日貳拾五錢
		金參圓五錢	内譯 中耕除草男五人、女三人、敷草男一人半、施肥男三人 害虫驅除男四人女二人、收穫男二人半女五人、運搬男二人
收支計算			農具損料

收支計

金壹圓四拾錢 病虫害驅除豫防費
 金貳圓 公課
 金貳拾壹圓拾五錢 土地資本利子
 差引貳拾八圓四拾錢 利益

收支計算の大様右の如し尙左に有田、那賀、伊都の三郡に於て調査したる累年の收支を示して參考に供すべし

一 枝葉全給春雨後。
 花葉葉舞風程
 (樹計)

伊都郡に於ける收支の計算 (温州蜜柑)
 第一期 自初年至五年目

年次	支		出		豫防費	合計
	肥料及敷草代	施肥及耕耘費	肥料及敷草代	施肥及耕耘費		
初年目	三、八〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	七、〇〇〇	九、五〇〇	四、九五〇
二年目	四、四〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	七、〇〇〇	一〇、一〇〇	四、九五〇
三年目	四、七六〇	四、五〇〇	四、五〇〇	八、二二五	一〇、五八五	四、九五〇
四年目	六、一〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	一、五五〇	四、九五〇
五年目	七、八〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	一、三二五	四、九五〇

備考 各表の外各年五拾錢宛の器具費を見込む

たればなこの際
 寒くあげふけてこ
 ぼるゝ色に月が
 はれる (清盛)

年次	肥料及敷草代		山草代		中耕除草	施肥	防寒	員數	貸金
	數量	價格	數量	價格					
初年目	一、五	一、八〇〇	二〇〇	二、〇〇〇	九	一	一	一	四、九五〇
二年目	二〇	二、四〇〇	二〇〇	二、〇〇〇	九	一	一	一	四、九五〇
三年目	二、三	二、七六〇	二〇〇	二、〇〇〇	九	一	一	一	四、九五〇
四年目	三〇	三、六〇〇	二五〇	二、五〇〇	九	一	一	一	四、九五〇
五年目	一、四〇	四、八〇〇	三〇〇	三、〇〇〇	九	一	一	一	四、九五〇

備考 人夫賃の高き柑種培養收納期節は一般入夫不足の爲他村より雇入ること多きを以て實際購買す一日賃金男女平均四拾五錢とす

收支差引比較損益

年次	損	益
初年目	九、五〇〇	一〇、一〇〇
三年目	一〇、五八五	一一、五五〇
五年目	一〇、八五〇	

收支計算

第二期 自六年至十年目

一九四

柚、時珍の説に小者如柑如橙と云は常の柚也大者如瓜如升と云ふはサホシ也筑前にてサンホと云、土州にてシヤゴと云、京師にてシヤガタラミカンと云、此はシガタラ柚の誤也(重修本綱目抄)

年次	肥料及敷草		肥料及耕耘費		病虫害防除藥劑		全上及剪定人夫		收納費	計
	数量	價格	数量	價格	数量	價格	数量	價格		
六年目	一〇、二〇〇	四、九五〇	二、一〇〇	一、三五〇	一、三五〇	四、五〇	一九、五五〇			
七年目	一二、六〇〇	四、九五〇	二、一〇〇	一、三五〇	一、三五〇	四、五〇	二二、九五〇			
八年目	一四、三〇〇	五、八五〇	二、六〇〇	一、三五〇	一、三五〇	九、〇〇	二五、五〇〇			
九年目	一四、三〇〇	五、八五〇	二、六〇〇	一、三五〇	一、三五〇	九、〇〇	二五、五〇〇			
十年目	一五、五〇〇	五、八五〇	二、六〇〇	一、三五〇	一、三五〇	九、〇〇	二七、一五〇			

支出費目を細別すれば左の如し

備考 寄蟲害防除劑はホルドゥ合劑石油乳劑を使用す收納は只圃場にて切取り搬入する丈の人夫とす

諸ぬれば柚味等の益を食ひ飽(成美)

年次	収入		支出		種別	合計
	金額	備考	金額	備考		
六年目	一〇、〇〇〇	段當收量百貫 壹貫拾錢	一、八〇〇	一、八〇〇	公課金 肥料及敷草代	三、〇〇〇
七年目	一〇、〇〇〇	段當收量百貫 壹貫拾錢	一、八〇〇	一、八〇〇	肥料及耕耘費	三、〇〇〇
八年目	一二、〇〇〇	全 貳百貫 壹貫拾錢	二、六〇〇	二、六〇〇	病虫害防除劑	三、四〇〇
九年目	一二、〇〇〇	全 貳百貫 壹貫拾錢	二、六〇〇	二、六〇〇	全上及剪定人夫	三、四〇〇
十年目	一四、〇〇〇	全 肆百貫 壹貫拾錢	三、三〇〇	三、三〇〇	收納費	三、八〇〇
合計	五〇、〇〇〇		一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		四〇、〇〇〇

第三期 自十一年至十五年

年次	収入		支出		種別	合計
	金額	備考	金額	備考		
十一年目	一〇、〇〇〇	段當收量百貫 壹貫拾錢	一、八〇〇	一、八〇〇	公課金 肥料及敷草代	三、〇〇〇
十二年目	一〇、〇〇〇	段當收量百貫 壹貫拾錢	一、八〇〇	一、八〇〇	肥料及耕耘費	三、〇〇〇
十三年目	一二、〇〇〇	全 貳百貫 壹貫拾錢	二、六〇〇	二、六〇〇	病虫害防除劑	三、四〇〇
十四年目	一二、〇〇〇	全 貳百貫 壹貫拾錢	二、六〇〇	二、六〇〇	全上及剪定人夫	三、四〇〇
十五年目	一四、〇〇〇	全 肆百貫 壹貫拾錢	三、三〇〇	三、三〇〇	收納費	三、八〇〇
合計	五〇、〇〇〇		一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		四〇、〇〇〇

收支計算

一九五

余路園を遊歴して
作物の土地に應不
應を見るに赤土の
石多く其石角わり
て丸石なき地は極
めて茶と蜜柑とに
相應すべしと覺ゆ
(廣益園産考)

收支計算

十四年目	六五六	二〇八〇〇	六三〇〇〇	三三三〇〇	一三三五〇	二二二五〇	三六、〇五六
十五年目	六五六	二二〇〇〇	六三〇〇〇	三三三〇〇	一四〇〇〇	二二二五〇	三七、八〇六

備考

右各年六拾錢の器具費を見込む
開墾年期明きに依り地租設定せらる其地價八圓四拾七錢出し公課金地租四十六錢六厘縣稅拾貳錢村稅七錢を負擔す以下之に
做す

尙支出費目を細別せんに

年次	種別	肥料及牧草		山草		中耕一施肥		除草一施肥		員數	實金
		數量	價格	數量	價格	除草一施肥	除草一施肥	除草一施肥	除草一施肥		
十一年目	肥料	一、〇〇〇	一三、二〇〇	六五〇	三、五〇〇	一〇人	三、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	二一人	九、四五〇
十二年目	肥料	一、二〇〇	一四、四〇〇	六八〇	三、八〇〇	一〇人	三、八〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	二一人	九、四五〇
十三年目	肥料	一、三〇〇	一五、六〇〇	三八〇	三、八〇〇	一〇人	三、八〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	二三人	一〇、三五〇
十四年目	肥料	一、四〇〇	一六、八〇〇	四〇〇	四、〇〇〇	一〇人	四、〇〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	二四人	一〇、八〇〇
十五年目	肥料	一、〇〇〇	一八、〇〇〇	四〇〇	四、〇〇〇	一〇人	四、〇〇〇	六、六〇〇	六、六〇〇	二五人	一二、三五〇
年次	金額	備考	備考	備考	備考	年次	金額	備考	備考		
十一年目	四二、〇〇〇	柑橙及當收並	三、五〇〇	賣拾貳錢		十二年目	五四、〇〇〇				四五、〇〇〇

十三年目 四九、二〇〇 全
十四年目 四一〇 全
十五年目 五四、〇〇〇 全

右表中收益に増減あるは隔年に成年休年あるを以てなり

收支差引比較損益

十一年目	益	一一、九九四	十二年目	益	二二、四九四
十三年目	同	一四、八九四	十四年目	同	二九、九四四
十五年目	同	一六、一九四			

第四期 自十六年至二十年

年次	支		出		種別	合計
	公課金	肥料代及敷草	施肥及耕整費	病虫害防除藥料		
十六年目	六五六	一三、〇〇〇	六、三〇〇	四、〇〇〇	同上及剪定人夫	四〇、一五六
十七年目	六五六	二四、四〇〇	六、三〇〇	四、〇〇〇	同上及剪定人夫	四〇、九〇六
十八年目	六五六	二五、六〇〇	六、七五〇	四、〇〇〇	同上及剪定人夫	四三、四五六
十九年目	六五六	二六、八〇〇	六、七五〇	四、〇〇〇	同上及剪定人夫	四四、五五六
二十年目	六五六	二八、〇〇〇	六、七五〇	四、四〇〇	同上及剪定人夫	四六、三〇六

備考 外に六拾錢宛の器具費を見込む

收支計算

柚子を刻く一片の
香や豆腐汁(翠水)

收支計算

左に支費目を細別せんに

年次	種別	肥料及敷草		山草	除草	人夫		合計
		数量	價格			数量	價格	
十六年目	一六〇〇	一九二〇〇	四〇〇	四〇〇〇〇	一〇	四	六	二六
十七年目	一七〇〇	二〇、四〇〇	四〇〇	四〇〇〇〇	一〇	四	五	二五
十八年目	一八〇〇	二二、六〇〇	四〇〇	四〇〇〇〇	一〇	五	七	二八
十九年目	一九〇〇	二二、八〇〇	四〇〇	四〇〇〇〇	一〇	五	七	二八
二十年目	二〇〇〇	二四、〇〇〇	四〇〇	四〇〇〇〇	一〇	五	七	二九
年次	金額	備考	年次	金額	備考	年次	金額	備考
十六年目	七二、〇〇〇	段當收量 六〇〇五十二貫十二錢	十七年目	六〇、〇〇〇	五〇〇貫	十八年目	七八、〇〇〇	六五〇
十九年目	七八、〇〇〇	全	二十年目	八四、〇〇〇	全	二十年目	八四、〇〇〇	七〇〇
收支差引損益比較								
年次	損益	金額	年次	損益	金額	年次	損益	金額
十六年目	益	三一、八四四	十七年目	益	一九〇九四	十八年目	同	同
十九年目	同	三四、五四四	二十年目	同	三七、六九四	十九年目	同	同

うれしくもはな
ちばなのかはるか
な昔をどはん方も
なき世に(致す)

柑橋園 自初年目至二十年目 損益計算表

年次	損益	金額	損益	金額	損益	金額
自初年目	至八年目	七二、五八三	五三、八五三	一二六、四三八	一一、五〇〇	一一、五〇〇
九年目	二二六、四三八	一一、六四四	一一三、〇八二	一一、九四四	一一、九四四	一一、九四四
十年目	一一八、五八二	一一、八五八	一一四、四四〇	一一、八五〇	一一、八五〇	一一、八五〇
十一年目	一一〇、五九〇	一一、〇五九	一一三、六四九	一一、九四四	一一、九四四	一一、九四四
十二年目	一一〇、六五五	一一、〇六六	一一三、七二一	一一、四九四	一一、四九四	一一、四九四
十三年目	一一〇、三三七	一一、〇三三	一一一、三六〇	一一、八九四	一一、八九四	一一、八九四
十四年目	一〇六、四六六	一〇、六四七	一一七、二二三	二九、九四四	二九、九四四	二九、九四四
十五年目	八七、一六九	八、七一七	九五、八八六	一六、一九四	一六、一九四	一六、一九四
十六年目	七九、六九二	七、九六九	八七、六六一	三一、八四四	三一、八四四	三一、八四四
十七年目	五五、八一七	五、五八二	六一、三九九	一九、〇九四	一九、〇九四	一九、〇九四
十八年目	四二、三〇五	四、二三一	四六、六二六	三四、五四四	三四、五四四	三四、五四四
十九年目	二二〇、八二	二、二〇一	一一三、二八三	二二、四四四	二二、四四四	二二、四四四
二十年目	一九九	一九九	三七、六九四	四、八五五	四、八五五	四、八五五

金色に輝く秋や佛
手柑 (十二)

收支計算

備考

開闢費金は固定資本を見做し柑橘園購入資本として茲に省けり
利子は年一割とし年を重ねたるもの凡て重利法による

温州(有田郡)に於ける自作經營に係るもの

支出の部

初年

種目	摘要	金額	備考	種目	摘要	金額	備考
土地購入費	一段(平均)	25,000	一本に付接木後二年のものに更に滿二年假植せしもの	中耕及除草人夫賃	男四人	1,200	年四回行ふ一回四十五錢
苗木代(運賃共)	一段に付百三十本	2,000		噴霧器其他付屬器具		1,000	一町歩に就き一箱とし二十二圓の差を以て一圓に對し
山地開墾費		10,000		藥品代及調製費	男二人	1,200	
植付費		5,000	一人一日二十本を植付くる男一人一日勞賃四十五錢とすれば一本に付三圓五毛に付共一本に就き二錢	病蟲害驅除豫防人夫賃	男二人	2,000	一人一日四十五錢
防風設備材料		2,500	竹藪共一本に就き二錢	農具損料		2,000	
同上人夫賃		2,000	男一人一日	雜費		1,000	
肥料代	元肥	3,000	鍊粕一本に付五錢	地租及公租諸掛		2,000	嶽下年期中に付山林地價に依る
追肥		1,500	元肥の半額	土地資本に對する		3,000	利率年八分
敷草		2,000	嶽四十五錢一貫に付十二錢	其他資本に對する		3,000	一年資本及其他資本金三百七十圓に對し
				利子		3,000	六圓四十四錢に對し
				初年自總支出額		42,600	

同

二年

種目	摘要	金額	備考	種目	摘要	金額	備考
補植費		7,000	三本補植人夫賃共一本二十五錢	垣造人夫賃	男一人	2,000	一人一日四十五錢
肥料代	鍊粕	4,000	鍊粕一本に對し六十五錢	農具損料		2,000	
施肥人夫賃	男二人	2,000	一日四十五錢	雜費		1,000	
中耕及除草人夫賃		2,500	年二回行ふ一人一日四十五錢	地租及公租諸掛		2,000	
藥品代及調製費		1,000		土地資本に對する		3,000	
病蟲害驅除豫防人夫賃	男二人	2,000	四十五錢	其他資本に對する		1,000	二年目資本及其他資本金十七圓に對し
樹垣材料竹及杭等		4,500	竹十一束束二十錢杭五十本一本五錢	利子		1,000	二年目總支出額
補植費		4,000	二年目同様	探收及選別費	男半人	2,000	
肥料代	鍊粕	4,000	一本に鍊粕八十錢	荷造及販賣費	入箱分	2,500	箱一箇七錢荷造其他組合費一箱に付一錢
施肥人夫賃	男二人	2,000	一人一日十五錢	農具損料		2,000	
中耕及除草人夫賃		2,500	年六回行ふ一回四十五錢	雜費		1,000	垣修繕其他
藥品代及調製費		1,000		地租及公租諸掛		2,000	
病蟲害驅除豫防人夫賃	男二人	2,000	一人一日四十五錢	土地資本に對する		3,000	
收支計算				利子		1,000	

柚味贈買うて吉田の里に歸りけり
(子規)

收支計算

其他資本に對する
利子

一七〇
三年目本及資
金十五圓八十
九錢に對し

三年目總支出額

一七〇

11011

密耕は土用中笠の
まはりに三粒われ
ば大生りと知れ
(血言)笠のまはり
とは樹枝に於け
る位置の大きを示
せるなり。笠のま
はり位ゐの大きと
なり

同

種目

金額

肥料代

金額

施肥入夫賃

金額

中耕及除草入夫賃

金額

噴霧器修繕及ゴム

金額

藥品代及調製費

金額

四年目總支出額

一七〇

四年目資本及其
他資本金二十四
六十五錢に對し

同

種目

金額

肥料代

金額

施肥入夫賃

金額

採取及選別費

一七〇

同

種目

金額

荷造及販賣費

金額

地租及公租諸掛

金額

農具損料

金額

雜費

金額

五年目總支出額

一七〇

五年目資本及其
他資本金二十四
八十五錢に對し

荷造及販賣
具、紙包箱、錫質
(書經)

同

種目

金額

肥料代

金額

施肥入夫賃

金額

中耕及除草入夫賃

金額

剪定用器具新調

金額

剪定入夫賃

金額

藥品代及調製費

金額

病蟲害驅除預防入
夫賃

金額

六年

種目

金額

採取及選別費

金額

荷造及販賣費

金額

地租及公租諸掛

金額

農具損料

金額

雜費

金額

土地資本に對する
利子

金額

其他資本に對する
利子

金額

七年

種目

金額

六年目總支出額

一七〇

六年目資本及其
他資本金二十四
八十五錢に對し

收支計算

同

種目

金額

肥料代

金額

施肥入夫賃

金額

中耕及除草入夫賃

金額

剪定用器具新調

金額

剪定入夫賃

金額

藥品代及調製費

金額

病蟲害驅除預防入
夫賃

金額

收支計算

種目	摘要	金額	備	考
補植費	十數鉢八	10,000		採取及選別費
肥料代	十數鉢八	1,000		荷造及販賣費
施肥人夫賃		1,000		地租及公租諸掛
中耕及除草人夫賃		3,000		農具損料
剪定人夫賃		0,000		雜費
噴霧器修繕及消毒新調		1,000		土地資本に對する
藥品代及調製費		0,000		其他資本に對する
病蟲害驅除豫防人夫賃		0,000		七年目總支出額
手植黃柑二百株		0,000		
春來新築備城隅				
方同惣客構草樹				
不學荆州利木奴				
幾歲開花開噴霧				
何人摘實見垂珠				
若數坐待成林日				
滋味選堪養老夫				
(柳子厚)				
種目	摘要	金額	備	考
補植費	十數鉢九	10,000		剪定人夫賃
肥料代	十數鉢九	1,000		藥品代及調製費
施肥人夫賃		1,000		病蟲害驅除豫防人夫賃
中耕及除草人夫賃		3,000		採取及選別費
地租及公租諸掛		0,000		荷造及販賣費
農具損料		0,000		地租及公租諸掛
雜費		0,000		農具損料
土地資本に對する		11,000		雜費
其他資本に對する		0,000		土地資本に對する
八年目總支出額		16,000		其他資本に對する
土地資本に對する		11,000		八年目總支出額
其他資本に對する		0,000		
八年目總支出額		11,000		

漢方や柑子花咲く
門構 (漱石)

手植黃柑二百株
春來新築備城隅
方同惣客構草樹
不學荆州利木奴
幾歲開花開噴霧
何人摘實見垂珠
若數坐待成林日
滋味選堪養老夫
(柳子厚)

金柑にはや頬白の
來鳴くなり
(藤三醉)

種目	摘要	金額	備	考
地租及公租諸掛		0,000		土地資本に對する
農具損料		0,000		其他資本に對する
雜費		0,000		八年目總支出額
補植費	十數鉢二	10,000		採取及選別費
肥料代	十數鉢二	1,000		荷造及販賣費
施肥人夫賃		1,000		地租及公租諸掛
中耕及除草人夫賃		3,000		農具損料
剪定人夫賃		0,000		雜費
藥品代及調製費		0,000		土地資本に對する
病蟲害驅除豫防人夫賃		0,000		其他資本に對する
九年目總支出額		15,000		九年目總支出額
土地資本に對する		11,000		備考九年目資本 及其他資本三 十九圓九十五錢 に對し
其他資本に對する		0,000		
九年目總支出額		11,000		

收支計算

十年

更けし夜の燐る火
に燒く蜜柑哉
(龍六)

收支計算

十一年	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000
十二年	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000
十三年	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000
十四年	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000
十五年	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000

備考 總收入は蜜柑の價額(荷造せざるもの)價額に荷造販賣に要せし費用を加へて算出せり但し開屋の口銭は計算せず

一五、反別及産額

本縣に於ける柑橘は特有農産物の一にして之れが栽植は年を逐ふて増加の傾向を示せり之れ本縣は沿海に富み氣候温和にして柑橘の栽培に適すと、社會進歩の趨勢に伴ふ果物の需要逐年其の多きを加ふると、柑果は恰も他の果物の缺乏を訴ふる季節に於て市場に現はるゝを以て常に相當の價格を保ち得るに依るなるべし今既往十餘年間に於ける柑橘生産の狀態を表示すれば左の如し

年 別	作付反別	收穫高	同上産額
三十四年	三,七〇七.八	一〇,三八四,〇三〇 _キ	一〇,七四三,四一 _キ
三十五年	三,七七〇.〇	八,八三八,六二二	九,九六,〇一九
三十六年	三,八二六.五	一一,〇三八,三三二	一一,四五,三二一
三十七年	三,六九〇.五	六,八七八,〇四二	九,五三,九七三
三十八年	三,九九二.三	一〇,七八二,八五五	一〇,四七二,六三九
三十九年	四,二〇三.五	九,七六一,四一三	一〇,七六一,五七七
四十年	四,三一一.九	一一,六九二,四三六	一一,六一五,〇四六
四十一年	四,三〇二.六	一一,九四三,七〇一	一一,五六九,八一六

天正中江南人輸香
橙俗呼做九年母者
京人其得之獻諸
松原公喜日是珍果
也 (近古史談)

反別及産額

反別及産額

四十二年	四、四〇一、八	九、八六〇、五三九	一、三三三、三七四
四十二年	四、七三六、一一	一、二二八、四〇四	一、三五〇、五七三

更に之れを各郡別にすれば左の如し(但三十九年以降四十三年の五ヶ年間)

郡市別	年九十三			年十四			年一十四			年二十四		
	作付反別	收量	價格	作付反別	收量	價格	作付反別	收量	價格	作付反別	收量	價格
和歌山	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
海草	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
那賀	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
伊都	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
有田	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
日高	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
西牟婁	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
東牟婁	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
計	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100

湧きやんで静まり返る袖味増被(八重櫻)

前表は全体に亘る生産の状態を表示したるものなれども之れを各品種別に記すれば左の如し(四十二年分)

郡市名	和州産柑			温州産柑			夏産		
	作付反別	收獲高	價格	作付反別	收獲高	價格	作付反別	收獲高	價格
和歌山	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
海草	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
那賀	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
伊都	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
有田	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
日高	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
西牟婁	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
東牟婁	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100
計	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100	10,000	1,000	100

佛壇の柑子を落す見哉(子想)

反別及産額

二二四

郡市名	入ッ代柑		柑子		金柑	
	作付反別 收穫高	價格	作付反別 收穫高	價格	作付反別 收穫高	價格
和歌山	1,070,000	1,000	1,170,000	1,400	1,070,000	1,000
海草	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
那賀	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
伊都	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
有田	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
日高	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
西牟婁	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
東牟婁	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
計	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
郡市名	ネーブルオレンジ		其他柑種		合計	
和歌山	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
海草	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
那賀	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
伊都	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
有田	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
日高	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
西牟婁	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
東牟婁	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
計	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000

なりはらのひしご
花さくたちはなは
昔男袖のるすする
(狂歌)

一つ買ふて袂に重
し夏蜜柑 (死酒)

有田	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
日高	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
西牟婁	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
東牟婁	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000
計	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000	1,070,000	1,000

以上は統計に現はれたる数字を記載したるものなりと雖、事實に於てはより以上の生産あるは疑なかるべし即ち本縣統計課に於て特別調査を行ひて得たる縣下に於ける四十三年の柑種總産高は實に一千六百十二萬八千六百八十九貫の多きに達し既往曾て見ざるの産高を現せり、今之を最近十年間の平均産高一千二萬四千八百八十一貫に比較するに六百十萬八千二百八十八貫(六割強)を増加し又過去最も豊穰なりし四十一年の産高一千九百九十四萬三千七百一貫に對照するに四百十八萬四千九百八十八貫(三割強)を増せり、尙年々行ふ處の普通調査に依る町村のみに於て調査報告せられたる四十三年の産高なるものは一千二百二十二萬八千四百四貫にして特別調査の分と對比し普通調査の少なきこと三百九十萬貫餘なりとす想ふに特別調査の結果如上の産高を示せるは四十三年は空前の豊穰なりしは其の原因の一ならんも而かも生産統計の調査困難なる一般に課種上の關係を云爲し可成的少數なる申立をなすの状態なるに鑑み這般の計數を得たるは蓋し正確に近き統計を

反別及産額

二二五

反別及産額

二二六

得たるものと認め得べきなり殊に特別調査の普通調査の分に比し三百九十萬貫餘の多きを示せるは其の調査の方法に勝れるを證するに足らんか總産高を郡市別に表示せば左の如し

郡市名	特別調査		普通調査		特別調査の四十二年分比増	特別調査の四十三年分比増
	栽培者調	焚業者調	計	計		
和歌山	三〇、七〇〇	六、五〇〇	三七、二〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	七、七〇〇	六、〇〇〇
海草	三、三三〇、二二五	三、四七〇、一〇〇	六、八〇〇、三二五	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
那賀	一、〇二八、八〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	二、四二八、八〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
伊都	五〇〇、五二二	七五、三六六	五七五、八八八	一、一〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
有田	五三三、三六六	一、四七〇、〇〇〇	一九〇三、三六六	一、一〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
日高	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	三九、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
四牟婁	一、〇一〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	四、〇一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
東牟婁	一、〇一〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	四、〇一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	九、六六二、〇〇〇	六、四四〇、〇〇〇	一六、一〇二、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇

備考 日高郡に於ては自前、衣笠、川中の三ヶ村分未報報告に付本表中に加算せず

叙上は現在の生産状態を示したるものなりと雖、新開地にして未だ結果年論に達せざるもの少なからざるのみならず尙年々之れが増植を爲すものあり、然れば將來益々産額の増加を見るや明か

大王能龍臣、蘇
必致能發狗野之地
楚必致能狗野之地
地幹地皆可使致封
地湯沐之區其戚父
兄弟可以學封侯
(戰國策)

なり今既往五ヶ年に於ける森林開墾許可面積を示せば左の如し

郡別	四十三年	四十二年	四十一年	四十年	三十九年	平均
海草	三、四〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
那賀	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
伊都	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
有田	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
日高	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
四牟婁	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
東牟婁	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

前表五ヶ年間の開墾面積を平均すれば毎年一百五十三町三反餘の増加と見るを得べく而して是等開墾地の約九割五分は柑橋園として開墾せられたるものなるを以て年々一百四十五町歩の増加となるべし此の率を以て計算するときは十箇年後に於ける柑橋園の推定増加反別は一千四百五十町餘歩となるべし今之れが増加反別を各郡別にすれば左の如し

郡名	推定増加反別
海草	一、七二町
那賀	一、七二町
伊都	一、七二町
有田	一、七二町
日高	一、七二町
四牟婁	一、七二町
東牟婁	一、七二町
合計	一、七二町

反別及産額	
那賀郡	三四二
伊都郡	二八五
有田郡	二一八
日高郡	八六
西牟婁郡	二七〇
東牟婁郡	七六
合計	一四四九

(備考) 本表各郡の推定増加反別は最近五ヶ年に於ける森林開墾許可面積の平均を以て縣下全体に於ける推定増加反別に按分して得たるものなり又和歌山市開墾の餘地なきものを認むるを以て着略せり

而して將來に於て果して是の如く開墾を行ふの餘地ありやを檢するに本縣に於ける山林總面積三十一萬町歩として内推定開放地六千三百二十五町歩を有すべきを以て優に柑橋園として如上の反別を増加し得るの見込あるものと云はざるべからず、然りと雖柑橋園の開墾は治水上に關係を及ぼすこと決して尠少なからざるを以て之れが開墾の方法に留意し完全なる土砂杆止の方式に依りて整理せしめざるべからず、現に縣下有田郡に於て一般に施行する所の段畑式開墾法は以て柑橋園の模範と爲すに足れり

前叙の狀況を以て進行するときは十年後の將來に於て縣下柑橋作付反別六千町歩以上に達するは

九年毎賞に鳥羽街道や小百姓

敢て至難の業にあらざるべし即ち左の如し

郡市別	推定増加反別	四十三年作付反別	十年後に於ける合計
和歌山市	一	八三	八三
海草郡	一七五〇	一、二二一、一	一、三八三、一
那賀郡	三四二〇	一、〇六五、四	一、四〇七、四
伊都郡	二八五〇	四二九、四	七二四、四
有田郡	二二八〇	一、六八六、九	一、九〇四、九
日高郡	八六〇	一三三、〇	二一九、〇
西牟婁郡	二七〇〇	一三三、〇	四〇一、六
東牟婁郡	七六〇	七〇、五	一四六、五
合計	一四四九〇	四、七三六、二	六、一八五、二

而して大部分は温州蜜柑なるを以て今後幼樹の結果年齢に達すると共に益々肥培の改良、剪定法の普及、病虫害の驅除豫防等を勵行するに於ては一反歩三十荷(一荷十七貫)の收穫を得る敢て難きにあらず然れば十ヶ年後の將來に於ける産額實に左の如し

郡市別	十ヶ年後に於ける産額
和歌山市	四二、三三〇
反別及産額	二二九

麻橋 和名ナツミ
カンと云形乳柑に
似て圓く冬月尙綠
にして味醇し春の
未黃色となる故に
紀州有田郡湯淺に
てはハルミカンと
云夏に至れば其皮
微し、黒を帯て殊
をつけたるが如し
故に麻橋と云、香
味甘美なり有田郡
處々に多く産す
(重修本草綱目
啓蒙)

反別及産額

海 章 郡	七、〇五三、八一〇
那 賀 郡	七、一七七、七四〇
伊 都 郡	三、六四三、四四〇
有 田 郡	九、七一四、九九〇
日 高 郡	一、一六、九〇〇
西 牟 婁 郡	二、〇四八、一六〇
東 牟 婁 郡	七四七、一五〇
合 計	三二、五四四、五二〇

備考 本表は前表十ヶ年何の作付反別に一反歩收量五百五十貫を乗して得たる数なり

吾庵や味噌焼く柿
子の日(一〇)
(梅渡)

一六、柑橘業奨励施設

前既に述べたるが如く柑橘の栽植は漸次増加を來しつゝあるを以て栽培上に就ては特に奨励を加ふるの必要を認めずと雖、病虫害の防除、販路法の改善、販路の擴張等に關しては大に勸奨を加ふるの要あるを以て夫々之れが實行を期しつゝあり左に其の施設方法の一斑を掲ぐべし。

第一 縣の施設

本縣に於ては、栽培上に關する心須なる事項は専ら農事試験場に於て之れを施行し而して販賣法の改善及販路の擴張等を企圖せんが爲先年來重要物産同業組合法に依る組合の設置を奨励したる結果、有田、海草、那賀、伊都の四郡に於ては既に之れが設立を見るに至れり然るに更に是等組合を結合して聯合會を組織せしむるの必要にして而かも有利なるを認め勸奨斡旋に努むる所ありしが遂に四十三年十月二十六日を以て設立するに至り爾來着々事業の進捗を圖り昨四十四年度よりは検査規程を制定し輸出柑橘の検査を勵行するに至れり又縣は病虫害の防除及輸出柑橘検査をして益々之れが實行を爲さしむるが爲め四十五年度より金一千圓を補助することとなり尙將來は農事試験場、縣農會及組合等と氣脈を通じ左記事項の勵行に努むるの方針なり。

一、品種の撰擇改良

柑橘業奨励施設

檳核(キツカク)
族核子也。味苦平
無毒主治在腰痛勝
肺氣痛腎冷炒研每
温酒服丁錢治酒毒
風烏赤炒研每服丁
錢胡桃肉温酒服以
愈爲度小腸疝氣及
陰核酒煎服或酒糊
丸服効
(本草原始六卷)

柑橘の品種は其の數多く殆んど枚擧に遑ならずと雖其の品質良好にして世人の嗜好に適するものを撰擇栽培すること肝要なりとす而して此の目的に適するものは温州蜜柑、チーフルオレンジ類、夏橙、三寶蜜柑の良種なるべく從來栽培せられたる紀州蜜柑及柑子の如きは漸次に之を更新するを適當とす

蜜柑黄なり庵原八十三ヶ所 (桂影)

越に橘柚多く歳毎に樹稅わり之を櫻

櫛戸また橘類と云ふ (秘笈)

二、肥料の改良

鱒べ粕を施用したる柑果は品質良好なりと稱し從來専ら之を使用しつゝありと雖近來魚肥の價格騰貴を來したるを以て可及的生産費を節約せしむるを得策とすべきを以て漸次是等の試験を行ふて之が改良を圖るを要す

三、剪定法の普及

柑橘は他の果實と同じく隔年結果の現象あるを免がれざるを以て之が矯正の策として相當樹齡に達す頃より冗枝を剪去して養液の循環を平等ならしめ以て結實作用を促進すると共に其の豊産を期し一面害虫の豫防に資するを必要とす

四、病虫害の防除

病虫害の附着したる劣等の果實は漸次需用を減ずるのみならず特に海外に輸出するものに在りては介殼虫附着の爲陸揚拒絶の不幸に遭遇したること一再に止まらず若夫是の如き状態を以

て徒に推移せば多年名聲を博したる本縣柑橘の前途轉た寒心に堪へざるものあり今後各般の手段方法を講じて極力之が防除を勵行せしめ以て益々其の聲價を高めざるべからず

五、販路の擴張

前各項の獎勵に努むるの結果優良なる果實を多量に生産するに至るも之が販路に苦しむが如きことあらば遂に何等の効果を收むる能はざるに至るべきを以て新なる需要地を調査して販路の擴張を圖るは最も緊要のことと屬す

六、販賣方法の改善

従來の柑橘販賣方法は區々として一定せざるのみならず往々仲介者の爲に利益を壟斷せられ栽培者は常に不利益を蒙りつゝあるの状況なるを以て之が改善の方法を講ずること亦刻下の急務に屬す

七、荷造法の改良

柑橘の荷造法は漸次改良せられつゝありと雖尙未だ完全の域に達せざるを以て將來容器の寸法を若干の種類に一定し及内容柑橘の齊一を實行し天地館入の如き不正手段は斷然之を禁止し以て需用者の信用を博するに努むるは亦最も必要の事項なりとす

八、輸出柑果の検査勵行

柑橘業獎勵施設

われにける軒のた
ちばないつまでか
ひかし贈りのつま
となるらん

(大茂)

將來柑橘同業組合聯合會の事業として海外輸出柑果及荷造の検査を勵行し縣に於て相當の保護及監督を加へて之が勵行を確實ならしむ

第二 縣農會の施設

本縣農會に於ては技術員を派して講習講話を開設し栽培法の改善、病虫害の防除等を指導し殊に明治四十年度より病虫害驅除豫防實地講習會を各郡に開きて之れが驅除豫防を督勵し又四十一年度より左記規程を設け毎年豫算を計上して柑橘の介殼虫及瘡痂病等の防除を獎勵せんが爲り適當なる噴霧器を購入したる者に對し個人たるは團體たることを問はず一臺に付五圓以内の獎勵金を交付しつゝあり其の結果噴霧器を購入するもの比年増加するに至れり即ち左の如し

「わたたのね岡は
蜜柑園ですつてね
さう今頃はね山は
赤いところをさん
せうよを黄い
紀伊(さす)落語

郡名	四十一年		四十二年		四十三年		四十四年	
	噴霧器 購入數	獎勵金 交付數	噴霧器 購入數	獎勵金 交付數	噴霧器 購入數	獎勵金 交付數	噴霧器 購入數	獎勵金 交付數
海草	一	二五〇	二	六〇〇	四	四〇〇	五二	五二〇〇
那賀	一	二五〇	二〇	六〇〇〇	一五	一五〇〇	九六	九六〇〇
伊都	五	一二五〇	一九	五七〇〇	六〇	六〇〇〇	七四	七四〇〇
有田	一四	三五〇〇	一五	四五〇〇	二四九	二四九〇〇	八六	八六〇〇
日高	一〇	二五〇〇	三	九〇〇	一五	一五〇〇	一四	一四〇〇

西半世	五	一二、五〇	三	九、〇〇	一	一	六	六、〇〇
東半世	五	一二、五〇	二	六、〇〇	一	一	四	四、〇〇
計	四一	一〇二、五〇	六四	二、〇〇	三四三	三四三、〇〇	三三三	三三三、〇〇

備考 四十四年度に於て右の外三十余百分の奨励金交付義申請したるものありしが経費の關係上四十五年度に於て交付するこゝせり

柑橘病虫害防除奨励規程

(明治四十一年三月十一日設定)

立ちよれば花たち
ほなの下風にわが
袖ならぬぞこの香
多する (意純)

- 第一條 柑橘介殼虫及瘡痂病ノ防除ヲ奨励センカ爲メ驅除豫防劑散布ニ使用スル噴霧器ヲ購入スル者ニ對シ本規程ニ依リ奨励金ヲ交付ス
- 第二條 奨励金ハ噴霧器一臺ニ付五圓以内トス
- 第三條 奨励金ハ本會指定ノ噴霧器ヲ購入シタル者ニ限り之ヲ交付ス
- 第四條 奨励金ノ交付ヲ受ケタルモノハ本會ノ指示スル方法ニ隨ヒ其ノ購入シタル噴霧器ヲ三年以上使用スルノ義務アルモノトス但義務期間内廢用セントスルトキハ本會ノ許可ヲ受クヘシ
- 第五條 奨励金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ噴霧器使用上ニ關シ本會職員ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第六條 本規程ニ依リ奨励金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ十月三十日迄ニ別記様式ノ申請書ニ該噴霧器購入代金領收書ヲ添付シ所屬郡農會ヲ經由シ本會ニ差出スヘシ但シ領收書ハ本會ニ於テ

柑橘業奨励施設

鑑査済ノ上之ヲ返付ス

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノ本規程第四條又ハ第五條ニ違背シタルトキハ獎勵金ヲ返納セシムルコトアルヘシ

様式

柑橘病虫害防除獎勵金交付申請書

今般柑橘病虫害防除ニ使用スル噴霧器購入致候ニ付貴會柑橘病虫害防除獎勵規程ニ依リ獎勵金御交付相成度此段申請候也

年 月 日

郡

町村

番地

何

某

印

和歌山縣農會會長宛

第三 柑橘聯合會及同業組合の施設

同業組合に於ける施設は各郡共、略同様なり即ち左の如し

- 一、柑橘栽植に關する事項
- 二、販路擴張に關する事項
- 三、販賣上の弊害矯正に關する事項

季衛字叙平、爲舟陽太守、每欲治衆、妻職不隨、後密遣十八、於武陵龍陽州上作宅種柑千樹、死臨歎見日汝吾惡吾治家故第如是、吾州里有千頭木奴、不費汝衣食、歲止一疋亦足用矣、及衡甘成歲得輸絹數千疋 (襄陽記)

蓋酌わりけり終座になりて器相申辭今や袖まらばやと侍ければ即ちまゐらせたりける或上談部(豆)袖八柑七とことば七つがひて八にさうたりけるを(豆)其袖さけてまらせよと仰られければ(豆)袖を三に多切たるねよと袖をさることは蓋酌至極の時を着物也蓋をとる人必三度のむ事に侍とかやそののみやう切るを見て一度蓋に入て一度しよくして一度也 (著聞集)

- 四、病虫害防除に關する事項
 - 五、品種の選擇及寄器の改良に關する事項
 - 六、荷造運搬に關する事項
 - 七、生産増殖及保護に關する事項
 - 八、紛議調停に關する事項
 - 九、共進會及品評會開設に關する事項
 - 十、博覽會共進會及品評會出品に關する事項
 - 十一、輸出港灣の改良に關する事項(有田郡組合)
 - 十二、柑橘に關する調査統計の事項
 - 十三、共同運搬に關する事項
 - 十四、貯藏法の研究に關する事項
- 聯合會は各同業組合の事業を統一し肥培の改良、剪定法の普及、販路擴張、販賣法の改善其他各般の事業を執行し四十四年度よりは輸出柑橘の検査を勵行するに至れり其の方法たるや米國輸出品にありては山検査と稱して柑橘園に就き相當の時季に於て病虫害發生の有無を検し其の發生を認めたる場合は直ちに之れが驅除豫防を實行せしめ又撰果検査は荷造の際、採集したる果實に

就き、病痕のなきもの介殼虫其の他害虫の附着せざるもの、不熟又は腐敗せざるもの若くは腐敗の痕なきもの及品質形状の正良なるものと合格品として之に合章標を毎箱に挿入せしめ後第三次の荷造検査を行ふものとす其の方法は容器又は包装の一定せざるもの、内容に不正の手段を施さざるもの選果検査合格標章を挿入したるものを合格とす而して之に合格したるものには包装の外部見易き場所に合格証印を拘捺し輸出せしむるものなり又滿鮮、浦鹽方面の輸出品は當分荷造検査のみを行ふものとす爾後之れが検査を續行し益々販路の擴張を圖らんとす。

第四 縣立農事試験場の施設

縣立農事試験場に於ては農商務省の委託を受けて瘡痂病豫防試験、介殼虫驅除試験、苗木害虫燻殺試験、定植樹害虫燻殺試験及蜜柑輸出荷造試験を施行し一般當業者の参考に供しつゝあるの外品種試験及肥料試験を行ひ又苗木養成者、販賣又は移植せんとする者の希望に應じ藥品の實費及運賃を負擔せしめて青酸瓦瓦の燻蒸を行ひ害虫の撲滅を圖りつゝあり其の他技術員を各地に派して斯業の啓發に努めつゝあり。

第五 郡及郡農會の施設

一、海草郡及郡農會に於ける柑橘業獎勵の施設方針

みかんむげば夢
がき南國の花のか
をうのはのに浮び
く (秋雄)

筑後柳川にあり（
即ち温州種）傳へ
て往昔豊太開朝鮮
陣の時持歸りし由
云へり實に然るや
否を知らずと雖も今
處々に繁行して實
を結ぶ大さ九年母
の如し其味異なる
こと蜜柑よりも優
れり、土人或は李
夫人種とも云へり
（桂園橘譜）

1、從來の施設

柑橘に對する施設の一として當會に於ては從來縣農會及縣農事試驗場より講師の派遣を得て講話會及病虫害防除の實地指導を爲し其栽培方法及肥料の改善を促したり去三十七年當會に於て害虫驅除豫防獎勵規程を設定せし以來各町村農會をして稻作螟虫驅除と共に天牛の捕殺を獎勵せしめ之に對し獎勵金を交付し又病害の豫防に附ては四十一年郡内安原村に於て瘡痂病の豫防試驗爲を爲しホルドー液の調製及灌注等の實況を當業者に示し及其實蹟を發表して該豫防方法の普及を促したりしが灌注用噴霧器の價格不廉なる爲め進んで之を購入するもの少なかりしを以て四十四年度より柑橘病虫害防除用噴霧器購入者に對しては獎勵金を交付することとし益々病虫害の防除に力を盡しつゝあり

2、將來の方針

柑橘病虫害防除の必要は益々痛切を感ずるに至れるを以て四十五年度より防除用噴霧器獎勵金を増額して其購入を獎勵し漸次品質の改良を針ると共に一般社會の生活程度の向上に伴ひ本郡主裁の紀州蜜柑は温州蜜柑に比し其嗜好年一年劣りつゝあるの狀況なるを以て今後種類の改良を推奨し倍に社會の嗜好に投ずる優良果實の生産を圖らんとす。

二、那賀郡に於ける柑橘業獎勵施設及今後の方針

當郡に於ては一般農家の副業として著大なる利益を認むるを以て柑橘に適當なる地方に於ては出來得る限り柑橘畑として開墾を爲し尙傾斜十五度以上の地には適度に階段を設けて植栽せる状態なるを以て別に獎勵上、施設の必要を認めず目今の状況に照すときは已に保護の時期に屬せり然るに一般の果實は病害虫の爲め品質及收穫上、大なる影響を及くるにも拘はらず其驅除豫防に就ては比較的輕視せるを以て専ら之れが驅除獎勵に力めんとし去る三十九年度及四十三年度に於て農産物品評會を開き多數の柑橘を出品せしめて之を品鑑し一面各町村に於ても此種の品評會を開催せしめ郡農會より一ヶ所に對し金拾圓づゝの補助を爲し尙四十四年度より左記規程を設け鈴木式噴霧器購入者に對して一臺に付金貳圓の補助を郡費より支出し且つ郡若くは郡農會技術員を各地に派し實地に就き講習講話を爲し指導獎勵に勉めしめ専ら品質の改善、病虫害驅除に力を注ぎつゝあり爲に其成績見るべきもの少からず現に一昨四十三年度に於て噴霧器購入せしは僅に十七臺なりしに昨年獎勵規程發布以來今日迄購入し已に獎勵金を交付せし數百十二臺の多きに達せり依つて四十五年度に於ては郡費補助を本年の倍額とし一層盛に其驅除を獎勵し又各村に於て品評會開催の際は柑橘ある町村に於ては成可多數之を出品せしめて品位を向上せしむるの督勵を加へ又同業組合をして柑橘園の品評會

皮剥けは青けふり
立つ蜜柑哉

(子規)

を開催せしめ其栽培及病害虫の驅除の優劣等を比較批評せしむると共に一面時機を見計ひ販路擴張の爲、視察員を派遣する等の方法を講じ益々斯業の保護發展を期せんとす。

那賀郡柑橘病虫害驅除豫防獎勵規程

- 第一條 柑橘介殼虫及瘡痂病ノ驅除豫防ヲ獎勵センカ爲メ驅除豫防劑散布ニ使用スル噴霧器ヲ購入シタルモノニ對シ本規程ニ依リ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 獎勵金ハ噴霧器一臺ニ付金貳圓トス
- 第三條 獎勵金ハ郡長指定ノ噴霧器ヲ購入シタル者ニ限り之ヲ下付ス但シ噴霧器ノ名稱ハ別ニ之ヲ定ム
- 第四條 獎勵金ヲ下付セラレタル者ハ噴霧器使用ニ關シ本郡吏員ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第五條 獎勵金ヲ受ケタル者ハ噴霧器使用ニ堪ユル間ハ賣買若クハ讓渡スルコトヲ得ス
- 第六條 獎勵金ノ下附ヲ受ケントスルモノハ左記様式ノ申請書ヲ毎年十一月末日限り所屬町村役場ヲ經由シ郡長ニ差出スヘシ但シ村長ハ該申請書ニ購入使用ノ確實ナル証明書ヲ添附スルヲ要ス
- 第七條 獎勵金ヲ受ケタル者ニシテ第四條及第五條ニ違背シタルキハ獎勵金ヲ返納セシムルコト

青皮(シャッピ)
生江南及南山谷乃
櫛之未成熟落之頭
破裂狀如蓮瓣其氣
芳烈皮落而光色純
青因名青皮本經載
名青櫛皮
(本草原始卷六)

アルヘシ

(様式)

柑橘病虫害驅除豫防獎金下附申請書

今般柑橘病虫害驅除豫防ノ爲何々式噴霧器購入致シ候ニ付那賀郡柑橘病虫害驅除豫防獎勵規程ニ依リ獎勵金下付相成度此段申請候也

明治 年 月 日

郡 町村 番地

何 某 印

那賀郡長宛

三、伊都郡及郡農會に於ける柑橘業獎勵施設及今後の方針

1、從來ノ施設事項

- イ、剪定整枝 郡農賀技術員を派し講習講話會を開き又は實地に付指導誘掖す
- ロ、定植距離の改良 從來の栽植せるものは概して密に過ぎし樹間狭く爲に充分の結實を得る不能且つ樹齡短さを免れず故に一株の占領區域を四、五坪に改良せしめつゝあり。
- ハ、肥料及肥施期の改良 鱒粕の如き實價なるものは之を廢し大豆粕、過磷酸石灰、木

欄や疵氣たさなる
御代の春、李曲)

蜜柑山しての里女
の此香かな
(青々)

灰、堆肥、骨粉其他比較的安價なる肥料を適當に配合使用せしむる等に努め又一方從來の施肥期其の當を得ざるものあるを以て之が改良を計る爲め時々本會技術員を派し講習講話會等を開き大に奨励しつゝあり尙紀州柑橘伊都郡同業組合に於て施肥種類試験を爲さしめ其の成績を公表して一般營業者肥培改善の資に供しつゝあり。

ニ、病虫害驅除豫防 從來病虫害驅除豫防に就き或は講習講話又は實地指導をなす等大に實行を奨励しつゝあり即ち會に於ては昨年三月柑橘病虫害驅除豫防費補助規程を設け瘡痂病防除藥劑たる「ボルドー」合劑撒布實施者に對し藥品購入數量に應じ補助金を交付せり尙害虫天牛は二千に付壹圓以内の買收補助を爲しつゝあり又紀州柑橘伊都郡同業組合をして之が驅除豫防の徹底を期する爲之に要する噴霧器の購入者に對し相當補助金の交付を爲さしめつゝあり

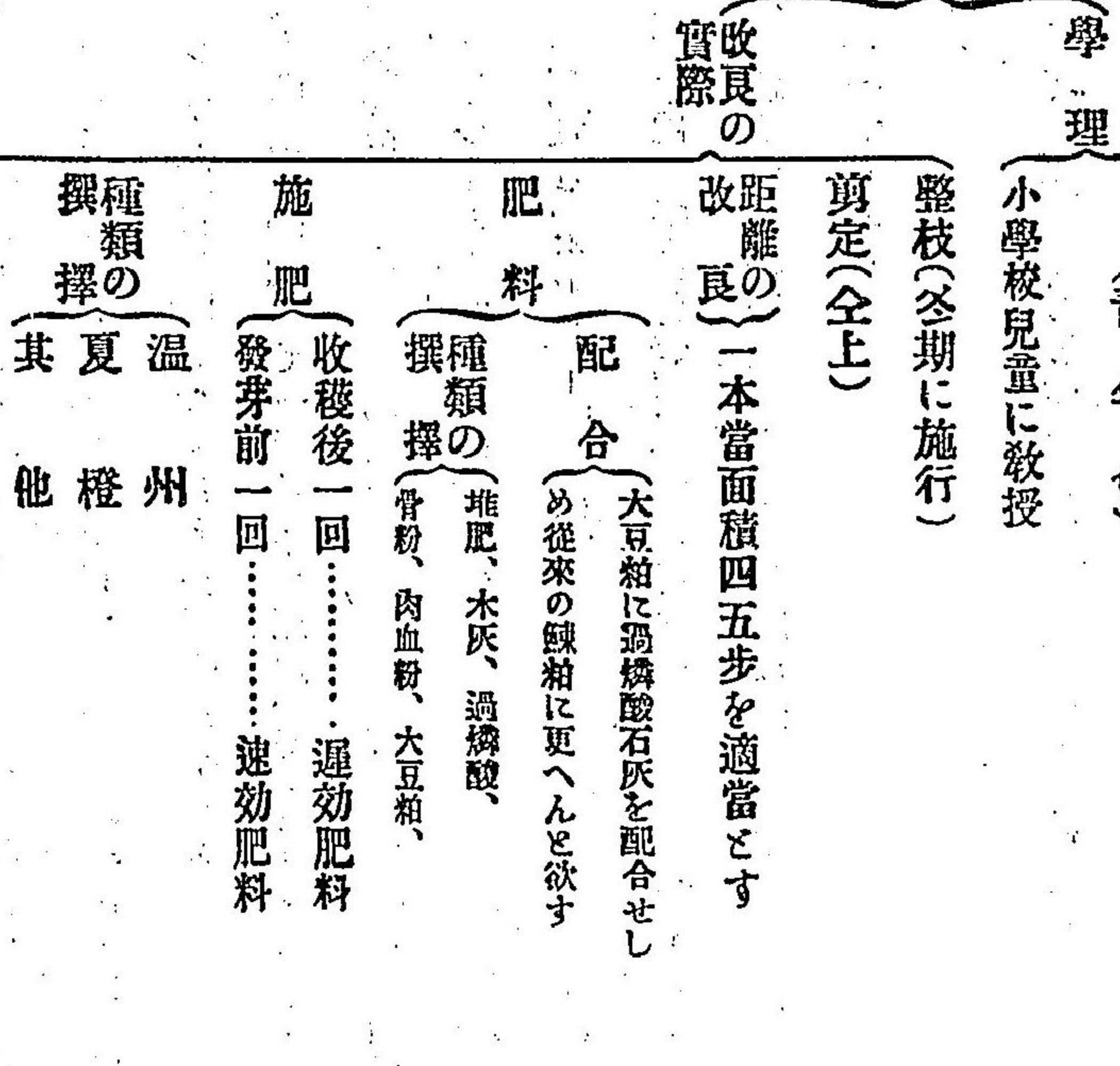
2、今後の方針

前述の事業は之を繼續實行し尙左表に依り遂行を期せんとす

右

柑橘奨励施設

栽培法の改良



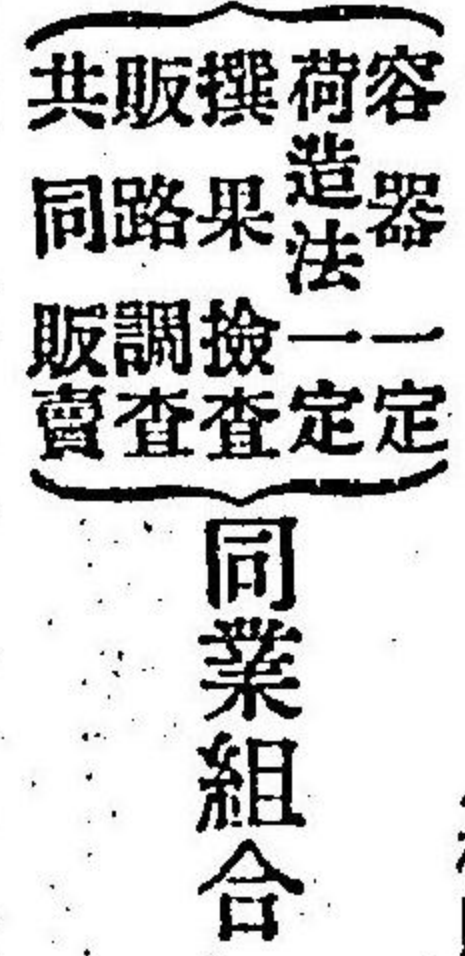
丹實雜々問答林
千頭整價南金
論准若改平生質
孤貧當年作頭心
(錢錦城)

柑橘

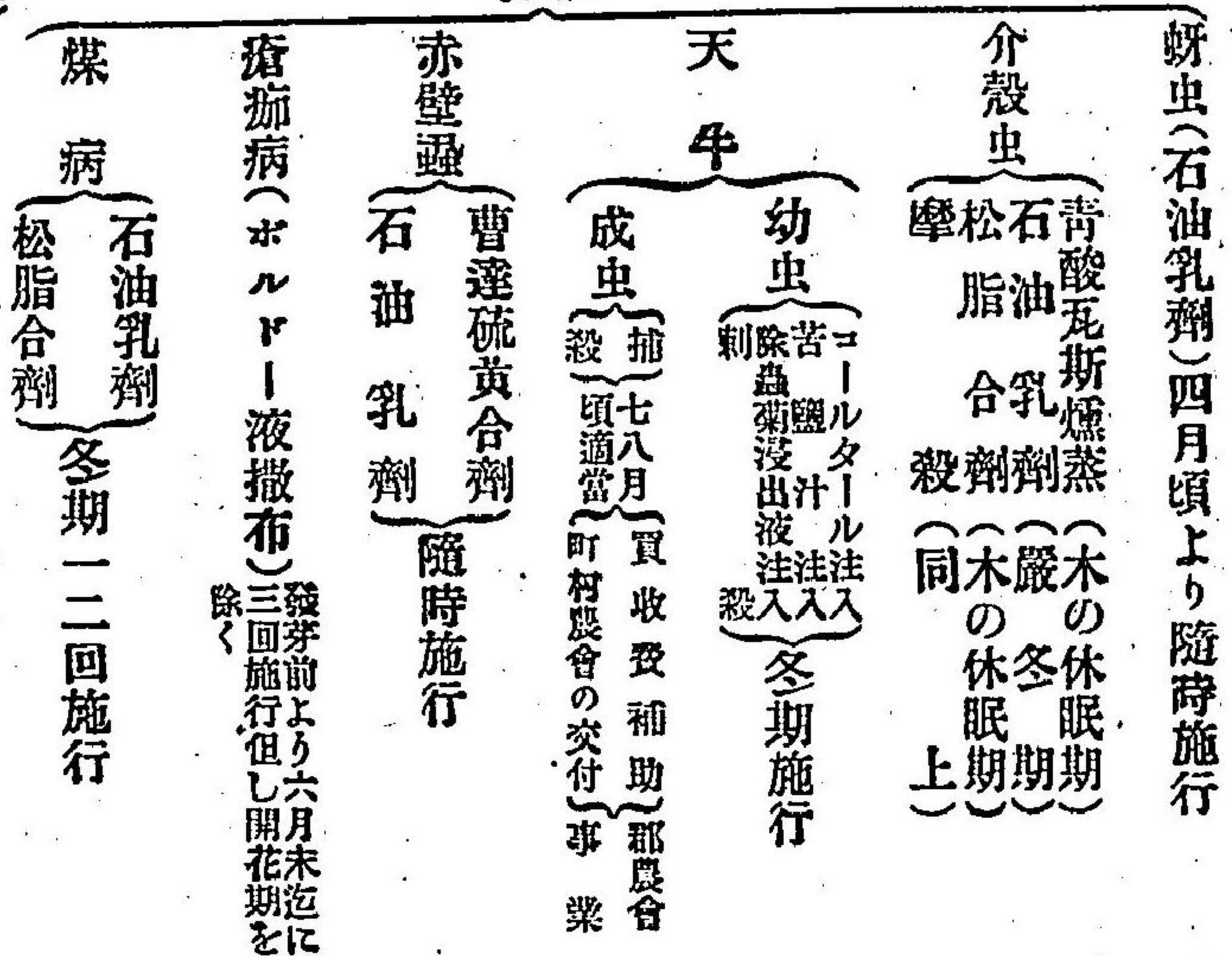
種になつかしきもの品完め(鳴雪)

販賣方法の改良

柑橘獎勵施設



害虫驅除豫防



品評會
樹園 苗木
果實 適當の時期を見計らひ三ヶ年一回開

四、有田郡及郡農會に於ける柑橘業施設方針

1、郡從來の施設

本郡柑橘栽培の面積は明治四十三年度に於て一千六百八十餘町歩に達し栽培者の數四千を超ふるの狀況なりと雖從來其栽培法に於て未だ全く舊慣を脱すること能はず病虫害の侵襲を被りたるものも多々ありしを以て明治四十二年度に於て柑橘病虫害豫防驅除獎勵規程を定め噴霧器の購入者に對しては補助金を交付し之が豫防驅除を獎勵し一面亦吏員を派して講習講習會を開催し以て栽培法の改善を圖り又間接に販路の擴張に務めたり然れども大事業なるが故常に本郡農會と協力し以て完全なる結果を得ることに腐心せり今補助金を示せば左の如し

明治四十二年度	二百四十圓	噴霧器購入臺數	六十二臺
同 四十三年度	二百四十圓		二百一十一臺
同 四十四年度	四百圓	目下補助出願中のもの	百二十八臺
同 四十五年度	二百圓		

2、將來の方針

將來尙改良を要する点尠なからざるを以て明治四十五年度に於て本郡主催の下に柑橘立木品評會を開催し栽培法改良の一に資せんとす尙ほ柑橘病虫害豫防驅除に對する補助は引續き交

蜜柑撒 フイチャ
ツリと稱す。智恩
寺の鎮守元賀茂明
神也、三十九世瑞
靈和尚、稻荷八幡
を加ふ故に稻荷明
神の御火焼わりと
綴治、綴治工、石工
の徒總て掃を使用
する家に於て此日を
以て此神を祭る東
京にて此日早旦に
二階の窓より往來
へ蜜柑を撒き群童
等争つて之を拾へ
り今は廢れて僅に
此日粟を休み祭を
なすに過ぎず

付すべく更に必要と認むる時機に於て適切なる施設をなさんとす。

3、本郡農會從來の施設

本郡柑橘栽培の狀況前述の如く常に郡と相提携して柑橘栽培法と全般に涉り改善の方法を講じ明治四十九年度に於ては柑橘害虫共同驅除豫防獎勵費補助として一百圓、四十年同様に
百圓、四十一年度噴霧器購入補助(二百十五圓四十五錢六厘、臺數三十一臺)及天牛害虫驅除
費補助として三百圓四十二年同様に三百圓(内噴霧器補助二百四十圓二百〇七錢)を支出し更
に明治四十三年度に於ては金三千圓を支出して園藝試驗場を田殿村井口に設置し技術員を招
聘し専ら柑橘に對する諸種の獎勵及試験を行ひ本郡柑橘栽培の改良を目的とし目下着
々其事業を進行せしめつゝあり之と同時に他方面を視察し郡内に於ては常に講習及講習會を
開きて頭腦の啓發を圖り又實地指導に勉めしめつゝあり更に柑橘栽培者を撰抜して之に補助
を與へ年々他府縣を視察せしめつゝあり。

4、將來の方針

本郡柑橘栽培業は既往に鑑み將來を惟れば大に警戒を要するの時代也之を以て園藝試驗場に於ては其試驗地に於ける實地栽培の結果を發表すると同時に益々栽培法を研究し品種の改良
病虫害の驅除豫防を圖り栽培法改良の結果生産費を低減して良好なる果實を廉價に需要者に

舟どめてむかしは
間ばやかのみゆる
入江の里に匂ふた
ちばな (秀倉)

餅糺柑吹草祭やつ
かみどり (下風)

天皇(聖武帝)御
 大安殿受冬至賀辭
 (尊)中務少丞從六
 位上佐味朝臣由磨
 典正六位上播磨
 直弟兄、並授從五
 位下、弟兄初受柑
 子從唐國來、虫麩
 先殖其種結于故有
 此授正焉
 (續日本紀)

供給し以て本郡柑橘の聲價を保ち一面柑橘同業組合と協力して販路擴張し又加工品の研究を
 遂げ價格の低落に供へ以て柑橘栽培者の福利を増進せんとす本會の方針として柑橘栽培面積
 の自然の増加は之を避けざるも決して面積の増加を獎勵するに非ず從來の面積に就て栽培法
 の改善品種の改良をなし同時に園藝試験場に於て優良なる苗木を養成し之を配布せんとす由
 來本郡に使用せらるゝ苗木の大部分は他より輸入せられしもかゝる状態にありては折角の目
 的を達すること能はざるなり之を以て將來本郡より優良なる苗木の供給をなさんとす前述の
 如き事項は本郡目下の急務にして又將來に於ける必要なる施設なるを以て一面栽培者の頭腦
 啓發に務め柑橘栽培上の舊慣を打破して多々益々之が發展に努めんとす尙ほ本年より郡内十
 五ヶ町村に各一ヶ所の柑橘園を撰定し肥料用量及配合試験を施行することに確定せり。

五、日高郡及郡農會に於ける柑橘に對する從來の施設及今後の方針

1、從來の施設

本郡の柑橘は漸次栽培反別増加の傾向を示しつつあり然れども病虫害の發生多き爲め果實の
 劣等或は生産額減少等の不結果を來し甚しきものありては全樹枯死するもの尠からず是等
 に對しては技術員を出張せしめ之が原因を質し相當の驅除豫防をなし又栽培法の不完全なる
 ものには之が改良の法策を指導しつゝあり。

種や肅然として神
 の庭 (船山)

樹の花散るくれの
 ひらさめに折りお
 はれなるはこぎす
 かな (千座)

2、今後の方針

本郡に於ける柑橘栽培上最も缺點とせるは病虫害防除に對する觀念に乏しく只施肥法の當を
 得ざるにあり爲めに結果或は風味に將亦病虫害の誘因等に悪影響を及ぼすこと尠からず故に
 本會に於ては各所に該講習會を開催し柑橘栽培上に關する智識を注入し之が改良を圖らんと
 す而して本會事業として四十五年度より柑橘植付者に對し一本に付貳錢以内の補助を與ふる
 事を冀に開會せし通常總會に於て議決せり尙其他販賣方法の改善販路の擴張を企圖するの外
 産額増加を來し十萬圓以上に達せば同格組合を設立し益々斯業の發展を期せむとす。

六、西牟婁郡及郡農會に於ける柑橘に對する從來の施設及今後の方針

本郡に於ける柑橘は年々増殖を示しつつあるを以て苗木植付等に對しては補助獎勵を加ふる
 の必要を認めざるも病虫害の驅除豫防、施肥、剪定等に關しては農家の頭腦未だ幼稚たるを
 免れず然れば技術員を各地に派して講習講話を開設し又は實地指導をなし以て之れが發展に
 努めつゝあり尙將來は一層之を繼續實行し産額増加するに至らば同業組合を組合を組織せし
 め益々販路を擴張し斯業の啓發を期回するの方針なりとす。

七、東牟婁郡及郡農會に於ける柑橘に對する從來の施設及今後の方針

本郡及本會にては普通農事の技術員をして栽培法及病虫害の防除に關する講話及實地指導を

柑橘業奨励施設
 1120
 爲さしめつゝあり今後に於ても右事業を繼續し且つ増植を奨励し産額の増加を圖り而して同業組合を組織し進んで販路を擴張し益々斯業の發展を期せんとする。

橘を柚を山住の租
 税かな (昔々)

紀ノ國屋文左衛門
 幼名文吉、五十嵐
 氏紀州加太浦の人
 也、氣宇快瀟にし
 て細所を修め中最
 も奇計を逞び心算
 にゆあり十八の年
 東海風波大に起り
 船船通ずるものな
 く江戸の蜜柑大に
 其價を増したり、
 即ち時機失ふべか
 らずとなし蜜柑數
 十箱を大船に載せ
 逆浪を颯て紀州を
 發し終に九死を冒
 して江戸に入り巨
 萬の利を得たり、
 然れども固より財
 利を屑せず自ら曰
 く我半生にして巨
 萬の利を博せり又
 正に半生に之を散

一七、柑橘業に對する功勞者

以上各章に亘りて本縣に於ける柑橘の状況は略々説述したへたり本縣柑橘の斯の如き發展を遂げたる素より地味の好適なるに氣候の和順なるに加へて舊藩主徳川侯並に縣當局の保護奨励其の宜しきを得たるに依るべしと雖又民間當業者にして常に其の間に立ちて斯業に熱心し民風の改善を圖りたる所謂柑橘功勞者に俟つこと多大なりと云はざるべからず本會は夙に是等功勞者の事歴調査に着手しつゝありと雖尙未だ之れが完結を見るに至らざるを以て遺憾ながら本書に於て之を公表すること能はず今只各農會及び柑橘同業組合の調査に係る功勞者の氏名を左に列記するに止め其の閥歴及事業に對しては後日更に稿を改めて公表し更に表彰の方法を講せむとす而して左記の諸氏に就ても之れを嚴密に調査すれば素より其の功勞に輕重あるを免がれずと雖今暫く調査報告の全部を掲ぐることにせり。尙故人の功勞者にありては頗る多數に亘るを以て茲には之を載せず。

- ▲海草郡仁義村 中野 久 逸 哉
- 全 加茂村 岡 本 芳 輔
- 全 濱中村 門 脇 重 一 郎
- 全 上野吉兵衛

柑橘業に對する功勞者

すべき也として即家
 考を事とし遂に家
 運頗る衰へ享保十
 九年四月六十七歳
 にして歿す俳諧を
 基角に學びて千山
 と號し佳句多し世
 に紀文大盛と云ふ

橘や社務所の軒に
 たわるなる
 (菴湖舟)

柑橘業に對する功勞者

- | | |
|---------|---------|
| ▲那賀郡川原村 | 藤田繁之助 |
| 全 安樂川村 | 堀内爲左衛門 |
| 全 龍門村 | 井關儀三郎 |
| 全 麻生津村 | 溪 豊三郎 |
| ▲伊都郡笠田村 | 木村錠之助 |
| 全 全 | 木下 文藏 |
| 全 見好村 | 今井 一朝 |
| 全 全 | 戸西儀兵衛 |
| 全 全 | 中谷喜右衛門 |
| ▲有田郡保田村 | 御前七郎右衛門 |
| 全 全 | 上山 吉郎 |
| 全 宮原村 | 川口紋右衛門 |
| 全 鳥屋城村 | 上山宗十郎 |
| 全 田殿村 | 矢 船 傳 |
| 全 宮原村 | 三木新四郎 |

柑橘調査項目 名
 種、形状、色澤、重
 量、周囲、蒂、油胞、
 縱經、横經、皮中
 心、白膜、醜囊、沙
 囊、漿液、香味、核
 子、熟期、貯藏、刺
 針、葉、枝幹、販路、

柑橘業に對する功勞者

- | | |
|-----------|--------|
| 全 全 | 川口 伴藏 |
| 全 全 | 中西文右衛門 |
| 全 糸我村 | 生馬利惣太 |
| 全 箕島町 | 石井竹次郎 |
| 全 全 | 宮崎直太郎 |
| 全 藤並村 | 林 隆之助 |
| 全 全 | 山下太左衛門 |
| 全 石垣村 | 松本熊太郎 |
| 全 五西月村 | 高垣伊三郎 |
| ▲西牟婁郡周參見村 | 井上 善助 |
| 全 日置村 | 矢形 萬吉 |
| 全 万呂村 | 栗山與次郎 |
| 全 三栖村 | 鈴木平七郎 |
| ▲東牟婁郡那智村 | 中村 利助 |

附 録

紀州柑橋同業組合聯合會定款

(明治四十三年十月二十六日 設立 認可)

第一章 名稱及事務所位置

第一條 本會ハ紀州柑橋同業組合聯合會ト稱ス

第二條 本會ハ事務所ヲ和歌山縣廳内ニ設ク

第二章 組 織

第三條 本會ハ左記ノ組合ヲ以テ組織ス

一 紀州有田柑橋同業組合

一 紀州柑橋那賀郡同業組合

一 紀州柑橋伊都郡同業組合

一 紀州柑橋海草郡同業組合

第三章 目的及業務

第四條 本會ハ組合相互ノ氣脈ヲ通シ斯業ノ改善ヲ圖リ其ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第五條 本會ニ於テ施行スヘキ業務ハ左ノ如シ

- 一 柑橋栽培方法ノ改良及病虫害驅除豫防ノ方法ヲ研究シ之カ實行ヲ促スコト

月待つといふすか
くくる軒端よりた
もひの外にかざる
たればな(三冬)

右近の橋 紫宸殿
の御階の前の右に
あり左にわると左
近の櫻と云ふ。右
近左近の陣の近き
處なれば云ふまた
南殿の欄南殿の櫻
とも云へり

二 柑橋ノ販路ヲ調査シ其ノ擴張ヲ圖ルコト

三 柑橋業ニ關スル調査ヲ爲ス爲視察員ヲ内外國ニ派遣スルコト

四 品評會共進會又ハ講習、講習會ヲ開キ若ハ内外博覽會ニ關スル事務ヲ處理スルコト

五 行政廳ノ諮問ニ應ジ調査答申又ハ建議スルコト

六 組合間ノ紛議調停仲裁又ハ判斷ニ關スルコト

七 海外輸出柑橋ノ検査ヲ行ヒ之カ改良ヲ圖ルコト

八 其ノ他總會又ハ評議員會ニ於テ決議シタル事項

第五條ノ二 前條第七號ノ検査施行ニ關スル方法手續及違約處分ハ定款ノ一部トシテ細則ヲ以テ規定スルモノトス

第四章 加入及脱退

第六條 加入及脱退

第六條 本會ニ加入セムトスル組合ハ其ノ組合ノ定款及當該年度ノ收支豫算書ヲ添ヘ本會ニ申込ミ其ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 組合ヲ脱退セムトスルトキハ其ノ理由ヲ申出テ本會ノ承認ヲ受クヘシ

組合解散ノ場合ハ其ノ旨届出ヘシ但此ノ場合ニ於ケル責任ノ解除ハ本會ノ承認ヲ受クヘシ

第五章 組合ノ權利及義務

第八條 組合ハ本會備付ノ諸文書帳簿類ヲ閱覽シ又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第九條 組合ハ定款及本會會議ノ決議ニ服從シ且經費ヲ負擔スルノ義務アルモノトス

第六章 役員及職員

第十條 本會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

- 一 組長 一名
- 一 副組長 二名
- 一 評議員 八名
- 職 員

一 幹事 若干名 一 技師 若干名 一 技手 若干名 一 書記 若干名 一 検査員 若干名
役員ハ名譽職トス但實費ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十一條 左記各號ノ一ニ該當スルモノハ役員タルコトヲ得ス

- 一 未成年者及女子
- 二 禁錮又ハ一ケ年以上ノ刑ニ處セラレ滿期後二ケ年ヲ經過セサルモノ
- 三 復權セザル破産者家資分散者
- 四 組合ニ於テ違約處分ヲ受ケ二ケ年ヲ經過セサルモノ

第十二條 組長ハ本會ヲ代表シ一切ノ業務ヲ總理ス

副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ス

はじめは御つばり
とて物もさこしめ
さよりけるにたち
ばな一つもさこし
めしては御身にも
ごめずわざまし
うははれに心はそ
げにのみ見むさせ
給へば云々
(榮華物語)

評議員ハ組長ノ諮問ニ應シ本會業務ノ狀況ヲ監査シ組長副組長事故アルトキハ之ヲ代理ス但

シ其ノ順位ハ豫メ協議ヲ以テ之ヲ定ム

幹事ハ組長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌ル

技師技手ハ組長ノ命ヲ承ケ技倆ニ關スル事務ニ従事ス

書記ハ組長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

検査員ハ組長ノ命ヲ承ケ検査事務ニ従事ス

第十三條 役員ノ任期ハ滿三ケ年トス但再選ヲ妨ケス

補欠ノ爲選舉セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十四條 役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職ニ至ルマテハ尙其職務ヲ行フモノトス

第十五條 役員ハ本會ヲ組織スル組合ノ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス

第十六條 役員ノ選舉ハ有効投票ノ多數ヲ得タルモノヲ以テ當選トス

投票同數ナルトキハ年長者ヲ採リ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 役員ハ總テ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第十八條 職員ハ組長之ヲ任免ス

第七章 願 問

關の驛にて

橋の香にせられ

て寂ぬ歌哉

(宗長)

第十九條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ學識又ハ經驗ヲ有スルモノ若ハ本會ニ對シ功勞アル者ノ中ヨリ評議員ニ諮問シ組長之ヲ推薦ス

顧問ハ組長ノ諮詢ニ應シ又ハ總會、評議員會ニ參與シ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第八章 會 議

第二十條 會議ハ通常總會、臨時總會、評議員會ノ三種トス

總會ハ組合ニ於テ選出シタル代表者ヲ以テ組織ス

第二十一條 代表者選出ノ數ハ一組合各三名トス

代表者ノ實費辨償ハ當該組合ノ負擔トス

第二十二條 通常總會ハ毎年一月之ヲ開キ臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク

一 組長ニ於テ必要ト認メタルトキ

二 評議員會ニ於テ必要ト認メ請求シタルトキ

三 代表者三分ノ一以上ノ同意ニヨリ會議ノ目的タル事項及理由ヲ示シ請求シタルトキ

第二十三條 評議會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一 組長ニ於テ必要ト認メタルトキ

みかんのさる 蜜
柑のふくろを齒に
て切破り翻して指
にかふせ弄ぶをい
ふ「向齒やみかん
の袋の隅をたつ」
と俗集に載せたり
有田にては之を鬼
花と云ハ又トビ
カラスとも云ふ地
方あり

二 評議員三分ノ一以上ノ同意ニ依リ會議ノ目的タル事項及理由ヲ示シ請求シタルトキ

第二十四條 總會ハ代表者半數以上出席スルニ非ラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス但同一事件ニ付

再事召集シタル場合ハ代表者三分ノ一以上ノ出席ニ依リ之ヲ開クコトヲ得

第二十五條 評議員會ハ評議員ノ半數以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第二十六條 會議ノ議長ハ組長之ニ當ル組長事故アルトキハ副組長之レニ代ル但會議ノ議事務

成績及經費決算ノ認定其ノ他組長ノ執行シタル事項ノ認定ニ係ル場合ハ其ノ出席シタル評議

員又ハ代表者ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

會議ノ決議ハ出席ノ過半數ヲ之テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十七條 議事ニ關スル細則ハ各其ノ會議ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第二十八條 會議ハ開會七日以前ニ組長之ヲ召長ス但臨時至急ヲ要スルトキハ此ノ期間ヲ短縮

スルコトヲ得

第九章 仲裁判斷

第二十九條 組合間ニ於テ紛議ヲ生シタルトキハ當事者ノ一方又ハ双方ハ理由ヲ具シテ本會ニ

其ノ調停ヲ求メ又ハ當事者双方ノ合意ニ依リ仲裁判斷ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ組長ハ議員會ノ議決ニ依リ調停又ハ仲裁判斷ヲ行フモノトス但事

さみだれの雲間の
夕日下照りて軒の
たちばなつゆかは
るなり (諧平)

件ノ狀況ニ依リ評議員會ハ若干ノ委員ヲ選定シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第十章 會 計

第三十條 本會ノ經費ハ所屬組合ノ負擔トス

第三十一條 經費賦課方法ハ毎年總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十二條 分賦金ハ毎年二回ニ分テ之ヲ徵收ス

第三十三條 本會ハ金錢又ハ物件ノ寄附ヲ受クルコトヲ得

第三十四條 會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス

第十一章 違約處分

第三十五條 分賦金ノ納付ヲ怠リタル者ハ金拾圓以下ノ過怠金ヲ徵ス違約處分ハ評議員會ノ評

決ヲ經テ組長之ヲ行フ

第十二章 定款ノ變更

第三十六條 定款ノ變更ハ代表者四分ノ三以上出席シタル總會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ヲ以

テ決議スルコトヲ要ス

第十三章 解散及清算人

第三十七條 解散ノ決議ハ代表者四分ノ三以上ノ同意アルヲ要ス

本會まじなふ假概
に柚子二千葉哉
(曾科桐)

第三十八條 解散ノ場合ハ其ノ當時ノ役員中ヨリ互選ヲ以テ清算人三名ヲ定ム

第三十九條 清算ノ結果財産ニ過不足アル場合ハ清算人ニ於テ左ノ處置ヲ爲スモノトス

一 財産ニ剩餘アルトキハ組合ニ分配還付ス

二 債務ヲ完済スルニ足ラサルトキハ組合ニ分賦徵收ス

前項ノ分配若ハ分賦ハ最近年度ノ組合負擔率ニ據ルモノトス

紀州柑橘同業組合聯合會検査規程

第一條 定款第五條第一號及第七號ノ目的ヲ達セシカ爲本會ハ便宜ノ地ニ検査所ヲ設ケ組合員

年順に榮ひて果樹
の接木かな
(樂堂)

一 山検査 二 選果検査 三 荷造検査

但シ海外輸出ノ用ニ供セサル柑橘ハ當分山検査ノミ行フ

第二條 検査ハ本會ノ検査員又ハ助手ヲシテ之ヲ行ハシム

検査員ハ知事ノ認可ヲ經テ組長之ヲ任免シ助手ノ任免ハ組長之ヲ專行ス

第三條 検査ハ本會ニ於テ直接之ヲ行フト雖時宜ニ依リ同業組合ニ分任ヲ爲スコトアルヘシ

第四條 検査ノ方法及標準ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 山検査ハ組合員ノ請求又ハ本會ニ於テ検査ノ必要アリト認ムル柑園ニ就キ相當ノ時季

ニ於テ病蟲害發生ノ有無ヲ検査スルモノトス
山検査ニ於テ病蟲害ノ發生アリト認め之カ驅除豫防ノ方法ヲ指示シタルトキハ受檢者ハ自費ヲ以テ直チニ之ヲ實行スヘシ若シ之ニ應セサルトキハ本會代リテ之ヲ行ヒ之ニ要シタル費用ハ受檢者ノ負擔トス

金柑や花なき庭の
眺め草
(東丘)

- 二 選果検査ハ採集シタル果實ニ就キ病蟲害附着ノ有無及品質形状ノ良否ヲ検査シ左記各號ニ該當スルモノヲ合格トス
- 一 病痕ナキモノ
- 二 介殼蟲其ノ他害虫ノ附着セサルモノ
- 三 不熟又ハ腐敗セサルモノ若ハ腐敗ノ處ナキモノ
- 四 品質形状ノ正良ナルモノ
- 三 荷造検査ハ荷造ヲ爲シタル後ニ於テ容器、包装、荷造ノ適否及内容果實ノ良否ヲ検査シ左記各號ニ該當スルモノヲ合格トス
- 一 容器ハ包装ノ一定セシモノ
- 二 内容ニ不正ノ方法施ササルモノ
- 三 選果検査合格標章ヲ挿入シタルモノ

下り見たき驛や柑
子の上風に
(碧梧桐)

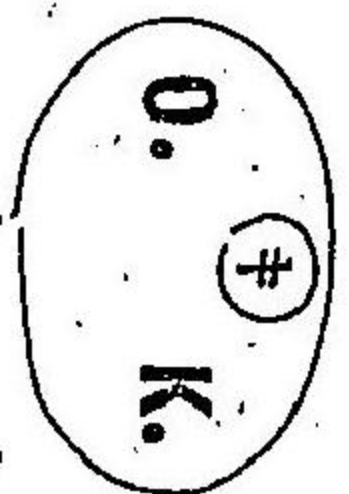
第五條

選果検査ニ合格シタルモノニハ左記雛形ノ合格標章ヲ附與シ之ヲ毎函ニ挿入セシム



第六條

附 荷造検査ニ合格シタルモノニハ包装ノ外部見易キ所ニ左記雛形ノ證印ヲ押捺ス
録
二五三



長徑二寸六分短徑二寸

第七條 受檢者ハ検査ノ成績ニ對シ何等ノ異議ヲ申立ツコトヲ得ス

第八條 選査荷造ノ検査ヲ經サルモノハ之ヲ海外ニ輸出シ又ハ外國商人若ハ組合員ニアラサル貿易商ニ販賣スルコトヲ得ス

第九條 選果検査ハ露領及滿鮮地方ニ輸出スルモノニ限り當分ノ内之ヲ省察スルコトヲ得

第十條 検査手数料ハ一箱ニ付金五毛トシテ検査終了後之ヲ徴收ス但山検査及荷造検査ハ當分手数料ヲ徴收セス

第十一條 検査ヲ受ケムトスルモノハ山検査ニ在テハ第一號様式ニヨリ隨時之ヲ請求シ選果検査及荷造検査ニ在テハ第二號又ハ第三號様式ニ依リ少クテモ五日以前ニ之ヲ請求スヘシ但臨時至急ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 選果検査及荷造検査ハ受檢者ノ立會ヲ以テ選果場、荷造場又ハ現品所在地ニ就キ之ヲ爲スヘント雖本會ハ之ガ保管ノ責ニ任セス

第十三條 本規程第八條ニ違背シタルモノハ百圓以下ノ違約金ヲ徴收ス

袖の匂ひ北風す別
の温泉のはどり
(岩橋桐)

附 則

- 一 検査所ヲ設置シ又ハ検査員ヲ任免シタルトキハ之ヲ公示ス
- 二 本規程ハ明治四十三年度ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式
山検査請求書

種 類	反 別	所 在 地

右検査相成度此段請求候也

年 月 日

住 所
請 求 者 氏 名 印

第二號様式
選果検査請求書

- 一 種 類
- 一 數 量
- 一 輸 出 先

附 録

閑居して農樂や
果樹を接ぐ
(一樹)

栽培者又へ所有者ノ氏名

選果所ノ位置

月日箱詰ヲ爲ス豫定

出荷ノ個所及豫定月日

畝木積む家やうし
ろの柚の高き
(盛格桐)

右検査相成度此段請求候也
年 月 日

住所

請求者

氏

名 印

第三號様式

紀州柑橘同業組合聯合會御中

荷造検査請求書

一むらの荷乱れた
ハ柚子の下
(入重櫻)

種

類

數

量

輸出先

出荷ノ個所

右検査相成度此段請求候也

年 月 日

住所


請求者

氏

名 印

紀州柑橘同業組合聯合會御中

和歌山縣柑橘分佈圖



凡例
 △ 山温燈港名寺神村町市鐵道郡縣
 ○ 泉壘 驛院社 道路境界

柑橘栽培地
 柑橘同業組合所在地
 郡役所所在地


奈良縣大和國吉野郡

三重縣

吉野郡

川山温燈港名寺神村町市鐵道郡縣
 泉基 勝院社 道路境界

相攝地
 相攝地
 郡役所所在地



三重縣紀伊國
 南牟婁郡

吉野郡の地勢は、吉野川を以て中心とし、その流域に亘る。山岳地帯に富み、森林地帯を形成する。古くは、吉野の山に於て、天皇の御所を設けられた。その歴史は古く、古くは、吉野の山に於て、天皇の御所を設けられた。その歴史は古く、古くは、吉野の山に於て、天皇の御所を設けられた。

一、八、二、八、二



明治四十五年四月二日印刷
明治四十五年四月五日發行

定價四拾錢
郵稅八錢

編輯者兼

和歌山縣農會

右代表者

高木直一

和歌山縣農會內

印刷者

關宗七

和歌山市北休賀町六番地

印刷所

關印刷所

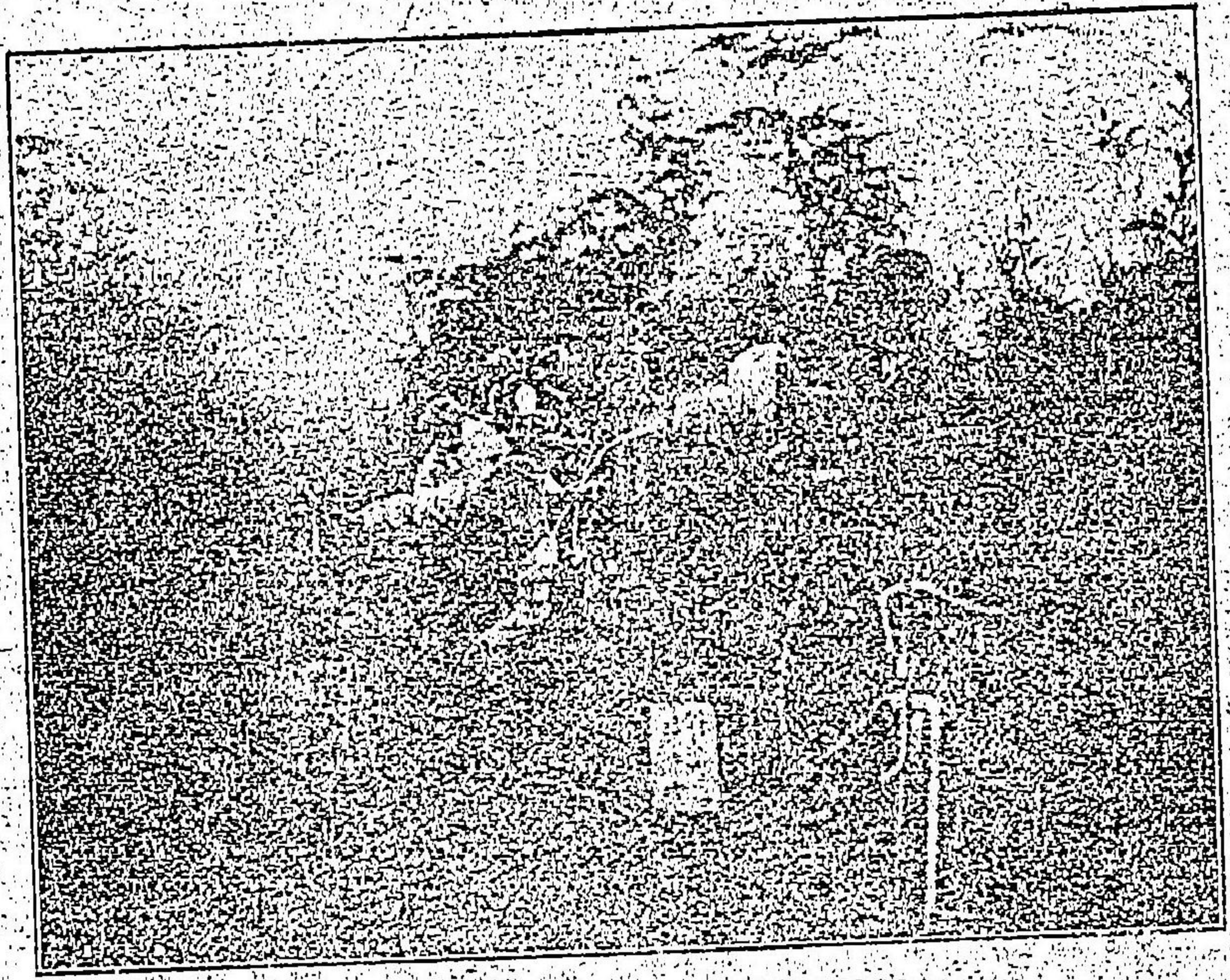
和歌山市北休賀町六番地
電話一一五番



發行所

和歌山縣廳內

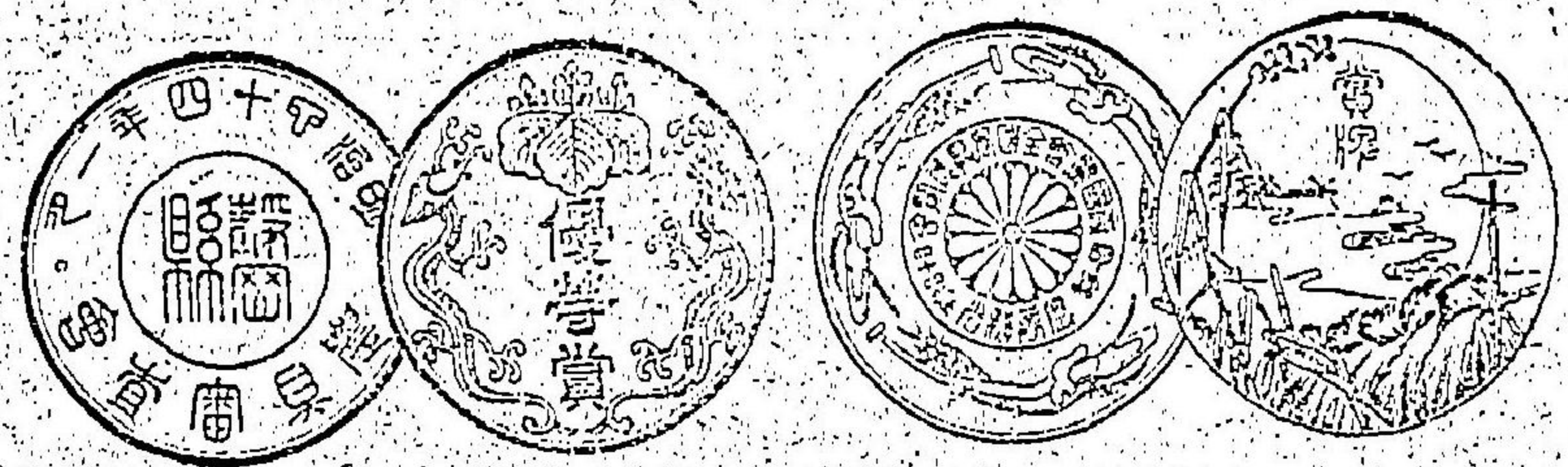
和歌山縣農會



和歌山縣立農事試驗場ノ
鈴木式噴霧器概評

鈴木式噴霧器 本唧筒ハ其噴霧力サクセ
ス及二本管ヨリモ強ク霧細カクシテ遙カ長
距離ニ達ス其噴出角度圓錐形ニシテ一分間
ノ噴出量約一升〇五勺三才
本唧筒ハ槓杆式ナルガ故ニ唧筒ヲ上下ニ移
動スルニ輕ク唧子ノ移動ガ霧ノ勢力ニ及ボ
ス影響ハ殆ンド認ムルコト能ハズ本唧筒ノ
噴霧口ニ接續セル屈曲シタル金屬製ノ管ハ
洗滌ニ際シテ便利ナリ

和歌山縣立農事試驗場印

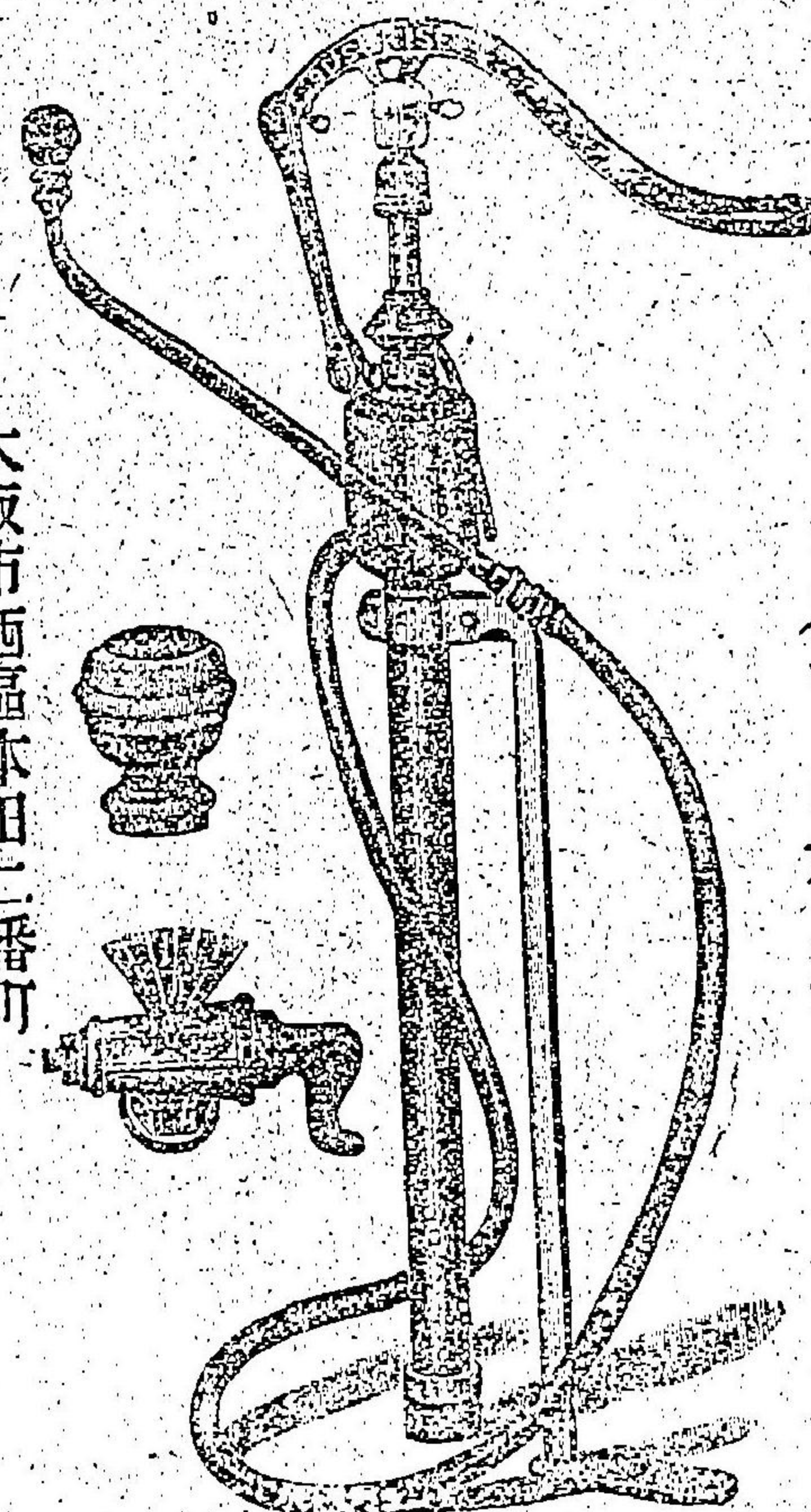


和歌山縣農會 靜岡縣內務部
 泉州外三縣農會 指定品

專賣特許 新案登錄

鈴木式一本管噴霧器

ハ堅牢且ツ輕快噴霧細微ニ
 シテ長距離ニ達ス
 園藝用トシテ盛名アル縣農會ヨリ下附セラレタル各證明書ハ
 鈴木式噴霧器ヲ推獎スルニ其軌チ一ニセリ以テ本器ノ
 眞價ヲ窺フニ足ルベシ
 噴霧口 貳個 定價拾參圓
 ホトス六尺付

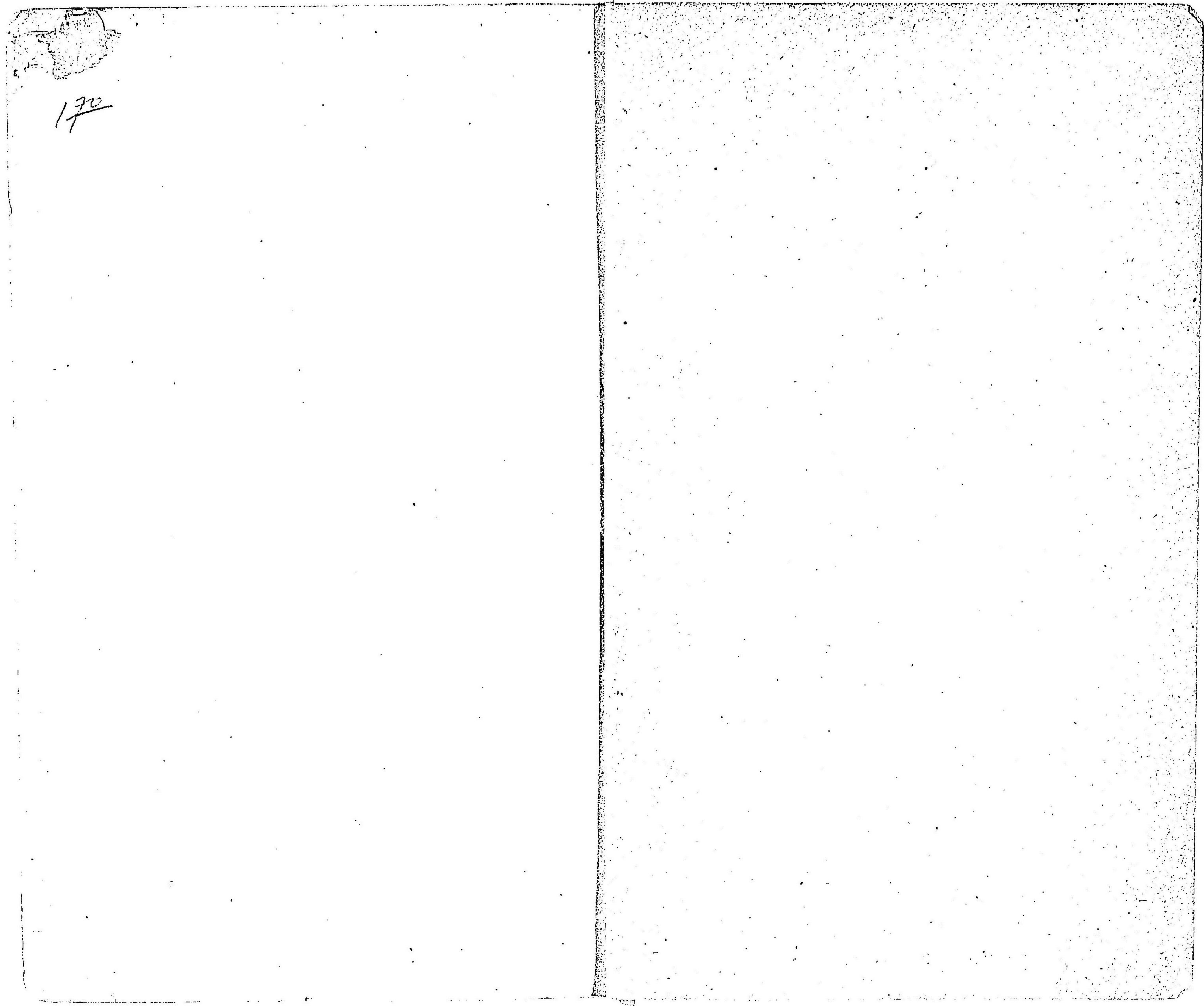


製造發賣元

大阪市西區本町二番町

鈴木松次郎商店

電話西三九三三番
 振替大阪九六五一番



170

